

## 平成22年第2回那須烏山市議会定例会（第2日）

平成22年3月3日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時30分

## ◎出席議員（15名）

2番	渡辺 健 寿 君	3番	久保居 光一郎 君
4番	高德 正 治 君	5番	五味 渕 博 君
6番	沼田 邦 彦 君	7番	佐藤 昇 市 君
8番	佐藤 雄次郎 君	9番	野木 勝 君
10番	大橋 洋 一 君	14番	水上 正 治 君
16番	平塚 英 教 君	17番	中山 五 男 君
18番	樋山 隆四郎 君	19番	滝田 志 孝 君
20番	高田 悦 男 君		

## ◎欠席議員（3名）

12番	大野 曄 君	13番	平山 進 君
15番	小森 幸 雄 君		

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷 範 雄 君
副市長	石川 英 雄 君
教育長	池澤 進 君
会計管理者兼会計課長	斎藤 雅 男 君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤 照 雄 君
総合政策課長	国井 豊 君
総務課長	木村 喜 一 君
総務課課長（危機管理担当）	平山 孝 夫 君
税務課長	羽石 浩 之 君
市民課長	高橋 博 君
こども課長	堀江 久 雄 君
農政課長	荻野目 茂 君
商工観光課長	鈴木 重 男 君

環境課長	小川祥一君
都市建設課長	岡清隆君
上下水道課長	栗野育夫君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君

◎事務局職員出席者

事務局長	澤村俊夫
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（水上正治君） おはようございます。連日ご苦労さまでございます。

ただいま出席している議員は14名です。大野 曄議員は病気で、平山 進議員は組内の葬式で欠席、小森幸雄議員も組内の葬式、滝田志孝議員は若干おくれるということで遅刻の通知がありました。よってただいま14名出席しております。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（水上正治君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。特に申し上げますけれども、質問、答弁は簡潔明瞭に行うようこの際お願いしておきます。

それでは、通告に基づき8番佐藤雄次郎君の発言を許します。

8番佐藤雄次郎君。

[8番 佐藤雄次郎君 登壇]

○8番（佐藤雄次郎君） 皆さん、おはようございます。弥生3月ということですね。弥生3月で季節は春に近づいてきたいい季節でございます。でありますけれども、私の心境は天気晴朗にして波高しというような心境でありますので、よろしくお願ひします。

ただいま議長から発言を許可されましたので質問いたします。今期最後の定例議会の一般質問のトップバッターということでございます。質問いたしますが、明快な答弁を求めるものでございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。質問事項は4項目にわたっております。まず1点目は、私が過去において一般質問した項目のうち3点に絞りまして質問をするものであります。

1つ目は大金台団地から月次の台橋に至る市道月次南大和久線の拡幅についてであります。前回の市長の答弁では平成21年度に調査費を計上し、実施する旨の答弁があり、これについては既に現地調査、測量は終了したと聞いております。今後の執行計画について伺うものであります。

2点目は、自然休養村地内の守山キャンプ場とこぶしの湯を結ぶ遊歩道維持補修についてで

あります。これにつきましては、前回の市長の答弁では、施設の補修は多大な経費を要するので、当面の措置として遊歩道の草刈りを実施するという答弁でございました。これに関しましては昨日の補正予算の質疑の中で一部答弁がございましたけれども、再度伺うものであります。今後の補修の計画について伺います。

3点目は、交通安全対策についてでございます。大金地内、これは大里入り口ですね。大里入り口の交差点及びこぶし台団地入り口の信号機の設置についてであります。前回の市長答弁では、交通事故防止の観点から強く所轄の警察署に要望するとのことでありました。その後の経過について伺うものであります。

次に少年自然の家関連について質問いたします。当施設はご存じのとおり、県の施設として昭和58年度に宿泊施設を初め天体望遠鏡やアスレチック等が設置されまして、自然豊かな環境の中で子供たちの学習の場として開設、利用されてまいりました。しかしながら、残念なことにこの不況の波の中、公共施設の存続にも影響を受け、県において行政改革の名のもと、平成20年度に施設が廃止され今日に至っております。

施設廃止後の活用につきましては、先の議員全員協議会の中で市長からボーイスカウトの野外訓練場として利用したい旨の申し込みがあったという報告を受けています。このことにつきましてその後、どの程度具体化しているのかを伺うものであります。

次に、図書館の運営について伺います。図書館の運営につきましては、ここ数年の間に県内市町で指定管理者制度を導入している傾向が見られます。平成19年度の大平町図書館を皮切りに平成20年度には矢板市、平成21年度に栃木市、真岡市、那須町が制度を取り入れており、いずれも財政面、サービス面で市民から好評を得ているという報道がございました。平成22年度には大田原市、黒羽町、上三川町、高根沢町も導入、平成23年度には佐野市、日光市、壬生町、藤岡町、都賀町等が導入を予定しているようでございます。

以上のように指定管理者制度については、県内で公立図書館のある24市町のうち半数以上の13市町が、平成23年度までに導入するという事になっているようでございます。以上、図書館運営について指定管理者制度導入について申し上げましたけれども、本市においては導入についての方針があるか否かについて伺うものであります。

最後にスポーツ振興課の復活について質問いたします。スポーツ振興課につきましては、2町合併後、新たな課として誕生しましたが、2年足らずで廃止となりました。廃止に至った理由を伺うものであります。教育は知育、徳育、体育が児童教育の根幹であり、特に健康と精神力の醸成はスポーツにあると考えております。そのためにも、体力づくりが基本であり、体力がないと向上心も生まれてこないし、教育力のアップがないというふうに私は考えます。

また、このことは成人の皆様についても例外ではありません。市長が日ごろから提唱してい

る元気なまちづくりを進める上にも、スポーツ振興課の果たす役割は大きく、課の設置は必要と考えます。市長の考えを伺うものであります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは8番佐藤雄次郎議員から、過去において一般質問した事項の進捗状況について、少年自然の家施設の再活用について、図書館の運営について、そしてスポーツ振興課の復活について、大きく4項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、大金台月次台橋間の市道拡幅についてであります。平成21年3月議会においてご質問をいただいております。この際、平成21年度予算に測量設計費を計上し、地元自治会等と調整をしながら事業を進める旨の答弁をさせていただきました。本年度、平成21年度は未整備区間680メートルの道路測量設計を行うとともに、地元説明会を開催の上、事業への理解とご協力をお願いしてきたところでございます。

しかし、月次側の680メートルにつきましては、団地として分譲している土地がございまして、団地分譲会社として用地への協力ができないなどの理由から、いまだ事業に対する理解が得られていないというような状況にございます。

本市道につきましては、議員のご指摘のとおり、通学路の安全確保、危険箇所の解消、さらには車両通行の安全確保の観点から重要な役割を果たす道路であると認識をいたしております。今後におきましても地権者のご理解が得られますよう、その重要性を十分説明をして、粘り強い協力要請を続けてまいる所存でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、自然休養村地内の遊歩道の維持補修についてのお尋ねでございます。自然休養村地内こぶしヶ丘遊歩道、いわゆるこぶしの里は平成10年度から平成12年度にかけまして、当時の栃木県烏山林務事務所が生活保全林整備事業として約5.9ヘクタールを整備をした事業でございます。その後、南那須町が引き継ぎを受けたものでございますが、約10年の経過により木製の階段、手すり、防護柵などが腐食し、遊歩道として機能が果たせない状態となっております。こぶしヶ丘遊歩道の維持補修につきましては、平成21年9月議会において整備方針のご質問をいただき、整備にあたっては有利な補助制度等を模索しながら、県北環境森林事務所などと協議をしてまいる旨答弁をさせていただいております。当面の措置として、草刈りを行ったところでございます。

このたびの国の第2次補正予算において、新たに創設をされました地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、こぶしヶ丘遊歩道整備事業3,187万8,000円を3月補正予算に計

上させていただいたところであります。

本事業は、平成22年度に完成をいたしますが、従来の温泉、キャンプ場への観光客誘致に向けたPRはもちろんのこと、遊歩道を活用した健康づくりの推進にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。皆様方に愛される遊歩道として、市民のご協力をいただきながら、適切な維持管理に努めてまいり所存でございます。

大金地内及びこぶし台入り口の信号機設置についてご質問がございました。まず、平成21年9月議会においてご質問をいただきました大金地内、通称大里入り口交差点の信号機についてでございますが、議員ご指摘のとおり、大里方面から大金地内に入る際の点滅信号でありますと、大変見づらく危険であると認識いたしております。

那須烏山警察署との協議をいたしましたところ、現在の点滅信号を三点式信号に変更することは、比較的簡単にできるとのことではございましたが、予算が伴う感知式信号機の設置につきましては、予算の確保と県全体の優先順位等を踏まえ、十分な検討が必要であるとの回答でございました。

また、信号機を点滅信号から三点式信号に変更するには、交通量が大きな要素になるということでもございます。那須烏山警察署におきまして交通量調査が実施をされたところであり、大里方面から大金地内に入る交通量が非常に少ないというような結果となったようであります。またさらに、現在の信号機を三点式信号に変えた場合、東西に走る県道10号線の通過車両は信号機の作動時間に合わせて停止をすることになりますことから、従来よりも待ち時間が長くなるといった問題も懸念されるところであります。地域住民や通行者等のニーズを十分に踏まえつつ、引き続きの検証を進めてまいり所存でございます。

次に、こぶし台入り口の信号機設置についてお答えいたします。大金地内の信号機と同様に担当課において那須烏山警察署と感知式信号機の設置について協議を行ってまいりました。先ほど答弁をいたしましたように、公安委員会の予算、そして県全体の優先順位を踏まえた検討が必要ということでありましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

市といたしましても、今後も交通安全や事故防止の観点から、両交差点における感知式信号設置要望を公安委員会へ提出するなど、粘り強い要望活動を行ってまいり所存でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、少年自然の家施設の再活用についてご質問がございました。県立南那須少年自然の家につきましては、自然環境の中で少年の健全な育成を図ることを目的に、昭和58年に開設をされた生活体験ができる教育学習施設でございます。宿泊定員は200名でございまして、ピーク時には年間1万人から1万2,000人もの方々にご利用いただいたとの報告を受けております。

しかしながら、社会環境の変化に伴いまして、利用者は年々減少傾向にあったようであります。そのほか、施設の老朽化に伴う耐震化の必要性やバリアフリー化への対応、そして利用者のニーズに応じた柔軟な管理運営の対応など、これら課題に対する解消が困難という状況から、平成20年3月、惜しまれながらその役割にピリオドが打たれたわけでございます。

昨年10月には、施設の有効活用による地域活性化を図るため、県では一般競争入札による売却を試みたところでございますが、応札者はおらず、残念ながら不調に終わったところでございます。その後は、再入札の可能性を残しつつ、解体、撤去をも視野に入れた内部検討が進められているようであります。

既に議員もご承知のとおり、ここ数年において、市内に存在しております県有施設や出先機関が、統廃合により相次いで消え去ろうといたしております。こうした動向の中で、私は本市の活性化の観点から、可能な限りこれら県有施設の有効活用に取り組んでまいったところでございます。ご案内のとおり、平成19年3月に廃止となった烏山青年の家につきましても、本市における子育て支援や家庭教育の充実を図る拠点として、こども館としての再利用を行い、多くの市民に好評をいただいているところでもあります。

しかしながら、県立南那須少年自然の家につきましては、平成19年度に地域活性化の観点に立った施設の活用可能性について検討を行ったところではありますが、冒頭申し上げましたとおり、施設の老朽化が著しく、相当な維持管理費用が見込まれるために、財政的な視点から見ましても市が施設を譲り受けることは困難であると判断をしたところであります。

しかし、議員ご指摘のとおり、当該施設は地域に親しまれた貴重な教育学習施設であり、市民からも有効活用を求める要望が多数寄せられております。したがって、現在、県当局に対し、施設の有効活用に向けた粘り強い要望活動を行っているところでもあります。前向きな対応を心より期待をしているところでもございますので、議員各位におかれましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、図書館の運営につきましてお答えをいたします。指定管理者制度は平成15年の9月の改正自治法の施行によりまして、地方自治体の公の施設の管理運営を、株式会社を初めとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる新たな制度でございます。これにより、公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中、民間事業者に対するノウハウを公の施設の管理運営にも活用していくことができるようになりました。

議員もご指摘のとおり、栃木県内において図書館の指定管理者制度を導入している市町村は増加傾向にございます。県内には13市11町で44館の図書館が設置をされておりますが、平成21年度までに5市町5館、平成22年度からは新たに3市町6館、平成23年度は4市



町8館、合計12市町19館において指定管理者制度が導入予定となっております。導入率でございますが、市立図書館が46.2%、町立図書館が54.5%であり、非常に高い数字となっております。

図書館における指定管理者制度の導入につきましては、指定管理期間が短く継続性の担保が危惧されることや、コスト面から収益にならない図書館では、低賃金の職員を雇うなど、サービスの低下が懸念される一面もあるようであります。

しかしながら、平成20年度に制度を導入した矢板市を見てまいりますと、前年度に比べ利用者数は24%の増加、貸出冊数35%も増加をしております。増加の要因といたしましては、開館日の拡大及び民間事業者ならではの工夫が市民ニーズに的確に対応できたものと考えております。高根沢町でもことし4月より制度を導入し、開館日及び利用時間の拡大が図られるようでございます。

本市におきましても、南那須図書館及び烏山図書館の2館が存在をしており、いずれも市の直営にて運営が行われている状況であります。図書館の利用者に対し、満足いただけるサービスの提供を第1に考え、平成22年4月からは開館日をふやすとともに、利用実態に即した開館時間に変更することといたしております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、既に制度を導入している図書館においては、行政による直営サービスをも上回る開館日及び利用時間の拡大によりまして、利用者数の増加が図られている状況でもございます。

また、さまざまな主体的な活動によって、公共サービスが担われるべきであるという新たな公という新しい考え方も生まれてきておりますことから、本市におきましても、指定管理者制度の導入に向けた検討を行う時期に来てしていると認識をいたしております。

平成22年度には、現在の集中改革プランを抜本的に見直し、市民の目線に立った市独自の仮称第2期行財政改革プランを策定することといたしております。この策定過程において、図書館等を初めとする公共施設管理運営やサービス提供のあり方について、公学民連携による抜本的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、スポーツ振興課の復活についてお尋ねがございました。スポーツに関し記憶に新しいところでいえば、世界中の注目を集める中、開催されましたバンクーバー冬季オリンピックがございました。私も日本選手の活躍を心から願い、テレビを通じてではございますが熱い声援を送らせていただきました。結果は、金メダルの獲得には至らなかったものの、銀メダル3個、銅メダル2個、合計5つのメダルを獲得したほか、多くの選手が入賞を果たされたようであり、その頑張りについて深く感銘を受けたところであります。

その中でも、特に印象に残っておりますことは、若い10代の選手たちの活躍であります。

見事銀メダルに輝いたフィギュアスケートの浅田真央選手を初め、中学生でのオリンピック選手としての注目を集めたスピードスケートの高木美帆選手におかれましては、競技面だけでなく精神面においても立派に成長されており、インタビューへの受け答えなどを聞いておりましても、本当に感心させられたものでございます。

心・技・体が兼ね備わった本当に優秀な選手たちであり、4年後に開催されるロシア・ソチ冬季オリンピックでは、必ずやさらなる活躍をしていただけるものと確信をしているところであります。そして願わくば、那須烏山市からもオリンピックなどの国際大会で活躍できる選手を育成し、輩出できないものかと考える次第であります。

さて、本市における組織機構につきましては、市総合計画及び市行財政集中改革プランに基づき、スリムで効率的な執行体制とするため、平成20年4月から部制を廃止いたしまして、現在の14課1局体制に再編を行ったところであります。スポーツ振興課につきましては、この組織再編により生涯学習課に統合いたしました。その大きな理由といたしましては、スポーツ振興が文化や公民館活動などすそ野の広い生涯学習活動の一環として、総合的に展開することが効果的かつ効率的であると判断をしたためであります。現在は、生涯学習課社会体育係を中心に、課内連携のもとスポーツ振興と発展、そして市民が安心してスポーツに打ち込むことができる施設の整備や適正な維持管理に努めているところでございます。

しかしながら、バンクーバーオリンピックを通し、私が感銘を受けた心・技・体を兼ね備えた優秀な若手スポーツ選手を育成するためには、文武両立という考えだけでなく、スペシャリスト養成に特化した取り組みも必要ではないかと考えております。これらを実現するために、まずは国を挙げた政策として実施をいただくことが必要であると考えておりますが、本市といたしましても、スポーツ指導者の育成及び確保、そして総合型地域スポーツクラブ等への積極的な支援が求められているところであります。

スポーツ振興課の復活というご提言につきましては、議員ご指摘の健康と精神力の醸成という視点を十分に踏まえ、本市におけるスポーツ振興のあり方を十分調査研究の上、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） まず最初に、市道月次大和久線の拡幅につきましては、現在680メートル、これは測量設計が入り、地元説明会を開催して測量に入ったということですね。その後、舗装とか具体的な工事をどのようにやるかという答弁がなかったように思いますので、その点お願いします。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） お答え申し上げます。

市長答弁のとおり、測量設計はすべて終了しております。したがって、事業者に絡む地権者の説明も二度にわたりまして既に実施済みでありまして、2月21日でございますが、設計図書に基づきまして境界の確認を済ませております。先ほど市長の答弁の中にもございましたが、地権者が約40名おりまして、その中の半分の20名が分譲地にかかわる地権者でございます。説明会、境界確認についてもその分譲地にかかわる地権者の出席率が非常に悪うございます。事業を進めるにあたって困難性は予想されますが、ここはもう大分前から懸念されている道路でありますので、頑張って事業を進行していきたいというふうに思います。

したがって、平成22年度につきましては、実際に境界確認が済んだところから用地交渉を進めていきたいというふうに考えています。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 分譲地にかかる場所も含めて一体的にやると、分譲地の地権者40名の方々の理解を得てやるということですので、それはそのように先へ進めてほしいというふうに思います。

次に、自然休養村の遊歩道につきまして、これけさ方、私も温泉から下まで歩いてきました。ちょうど400メートルということが書いてございました。それで、ところどころ木道についてはまだまだ使える部分がありますけれども、全体的な見直しがあるのかなというふうに思います。

先ほど市長の答弁にもありましたように、自然環境保全林ということも含めたものであるということですね。それと、ここにブナの南限ではないんですね、関東でも標高が一番低い。標高が低いブナ林では貴重な存在である。約50本程度あるそうです。一番太いのは30センチぐらいあるというから、これは確かに貴重なブナ林なのかなと思います。

それとこの遊歩道は、こぶしの湯とキャンプ場を結ぶ唯一の散策道路です。歩いても山道という形で非常に自然の道ですので、これは残していただきたいと思うのと、この地区全体が休養村と、今から10年ぐらい前でしょうか、藤田の観光いちご園、少年自然の家を自然の背景にした観光ルートみたいなものがあつたやに記憶しておりますけれども、その観光ルートのここは拠点であるということも再認識をしてもらいたいと思います。

なお、キャンプ場についてもほとんど利用がない。バンガローも建ちっぱなしで非常に残念ながら、あそこを都市交流なんかに使おうと非常によろしいのではないかと、きょう見てきました。その辺も含めてひとつ今後のことも3,000万円近い事業費がございますので、その辺も1年で終わるのか2年で終わるのかわかりませんが、これはこのまま続けていただきたいと

いうふうに思います。これについては了といたします。

次に、信号機の設置につきましては、点滅式信号を三点式信号にする。これは大金地内、大里地区、これも交通量を調査した結果少ないということもあるでしょうけれども、何といたっても、大きな事故などが起きてからでは遅いので、この辺も公安委員会、警察のほうにも今後のことはよく要望してもらいたいと思います。こぶし台についてもそのようなことで、優先順位もあるようですけれども、ひとつ年々車はふえておりますので、その辺もお願いをしたいと思います。これも了といたします。

次に、少年自然の家のことでありますけれども、これにつきましてはボーイスカウト訓練所というのは、前の全員協議会の中で市長のほうからありました。その後の進展についてお願いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 非公式な形でボーイスカウトの野外訓練場として使いたいというような意思もあったことは事実でございますので、それをそのままお伝えしたものでございますが、確認の意味で過日代表者にそのことを確かめたら、とにかくほしいことはほしい。しかし、今、県のスタンスは入札が1億3,000万円で不調になったように、大変お金がかかるんだというようなことを言うておりました。

したがいまして、そのようなところが一番今懸念をしているところだということでございました。したがいまして、ボーイスカウトさんも今やはりこのような方向で行くという方針もかたまっていない状況は確かなようでございますので、そのような希望があるというところでございます。

ただ、具体的に私もその要望を受けて、県の当局にはそういったこともあることは伝えてあります。したがいまして、今後もそういった情報を得ながら、県に要望していきたい。また、財政的にも1億3,000万円というのは大変でございますので、その辺の負担のあり方もひとつ県には提言されるように要望していきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） あそこはあれだけの緑のある施設、広い場所というのはそうはないと思うし、子供たちの教育の場に本当にもったいないと思います。今後ともこれについては広く要望をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、図書館の運営についてでございます。これについては今後検討の方向でいくということですね。確かに一部なじまない部分もあるかと思っておりますけれども、これも最初に申し上げたとおり、県内でもそういう方向で進んでいく。

これは結論で申し上げますと、市の財政が厳しい中では、現在の職員への影響とか地元の雇

用への影響も非常に少ないと考えられますけれども、新聞報道によると人件費削減とサービス向上の効果が非常に高いというような指摘もございますので、この辺も導入については前向きに検討すべきではないのかなと思います。

ただ、図書館というのは図書の閲覧だけではなくて、幾つかの文化面、ライブラリーとか催しをやるとか文化センター的な、多分ここの図書館の規模では無理かと思えますけれども、そういうことを兼ね備えたものが図書館だということを、都市交流でやっている豊島区、また2年前ですか、太田市の図書館も文教福祉常任委員会でも研修してまいりましたが、閲覧だけではないんですね。幅広くやっているということもありますので、非常にその辺の幅広い文化を広めるといふ面でも指定管理者導入も含めてひとつお願いしたいと思えます。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 図書館の指定管理者制度導入につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、平成22年度の行財政改革集中プランの策定の中で真剣に前向きに検討してまいりたいと考えております。議員ご指摘のとおり、指定管理者制度導入の目的は経費の削減、そしてサービスの向上があるわけございまして、先進の自治体の図書館、おおむね50%ぐらいが指定管理者制度を導入予定という情報がございまして、やはりそういった実績があるから導入をするのでございまして、本市もそのようなことは着実に効果が出るというふうに認識をしておりますので、そのような方向で進めていきたいと考えております。

また、今、議員ご指摘のとおり、文化活動そして展覧会を初めとする図書館活動もございまして。これは今も活発にやっているわけでありましてけれども、当然それは残し、またその拡大をしながら指定管理者にもっていくということが必要でございますので、当然貸出、入館者だけの問題ではございません。そういった文化活動の拡大も図っていく。このようなことになろうかと思えます。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 今の市長答弁のとおり、その辺で進めていただきたいというふうに思います。

次に、スポーツ振興課についてでございますが、これはいみじくも私もそのように書いておいたんですけども、文武両道、子供たちに勇気と夢を持たせたいというのが結論で私のスポーツ振興課に対する思いはそのようなものです。特に、先ほどのオリンピックの話ではありませんが、もっと身近で言いますと、かつては江川小学校のサッカー部が県で優勝したといったことが身近にございました。

何と言っても、地域活性化にもスポーツが一番皆さんが、藤田の駅伝とかいろいろなものがございまして、身近に感じるのはスポーツだというふうに思います。特に、また佐藤は高校野

球かと思いますが、これは魅力ある学校づくりの中で、やはり地元の高校を地方の学校でもやればできるということを甲子園の近道、徳島県の池田高校とかかつての沖縄の八重山、九州の佐賀工業、伝統のない学校が歴史をつくったということですね。市民もこれで勢いができたわけです。

さっきの文武両道ではありませんが、21世紀、春の高校野球は優勝しなくても困難な条件の克服など成績以外の特色を加味して選ぶというようなことがあります。せめて県の準決勝ぐらいまでいってもらいたいですね。ただ、どうしても人材流出ではないけれども、地域にとどまってもらいたいわけですね。各中学校の優秀な選手がどんどん出ていっちゃうのでね。底辺を広げて文武両道、地域の発奮材料になってもらいたいということですね。再度市長の思いを聞かせてくれればありがたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 全く同感です。実は新生烏山高校、過日3月1日に女子高も含めて卒業式と閉校式が相次いで行われたわけでございますけれども、そういった中で校長先生とよくお話をすることがございます。そういう中で、烏山高校はどこを目指すんだというようなこととお聞きしたことがございます。県教育委員会では学力向上を含めて進学校にするんだということでございますが、要はやはり今言われているように文武両道が一番ふさわしいのではないかと思います。

池田高校の話がされましたけれども、ああいった徳島の山の中でも観光地になったわけですね。大変な観光客が押し寄せたということですね。そのようなところから、烏山高校が野球、サッカーで栃木県の代表になるとか、駅伝大会で那須拓陽とかああいったところともやれるわけですから、栃木県代表になる、そして都大路を駆ける、そういったところを目指してもらいたいということをお話しした経緯がございます。

そのようなところが、一番やはり効果があるまちおこしだと私は思います。もちろん小学生、中学生のそのような栃木県の一番になるというような、お隣的那珂クラブなどは野球などではかなり上位の成績を残している、優勝もしているわけですから、そういった中で可能なわけです。栃木県で優勝するというのは、そういったところをぜひ目指すということは、やはり指導者もあるものですから、先ほど申し上げましたように、市の職員もそういったところで率先垂範をして指導者になるべく、例えば高校野球のOBの職員もいるわけですね。そういったところも含めて、コーチをしながら力をつけてくれなんていうことも雑談では話しているところであります。

いずれにいたしましても、そのような県レベルに通用する、そして全国大会に出られるような選手の育成は、まちおこしにとっては一番だと私は思っておりますので、回答になりません

けれども、ご質問の感想ということでお答えさせていただきたい。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 全く同感であります。ありがとうございました。

それでは、今度は部活といいますか、現在、生涯学習課においてはスポーツ少年団の育成をちゃんとしていると思いますけれども、これは学校で行っている部活には直接関係はないと思いますけれども、何か結びつけるものがあればお願いしたいと思いますが、これは学校の放課後やっている部活と全く違うものでしょうね。ちょっとその辺を。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 現在、小学生におきましては、スポーツ少年団というものが結成されております。このスポーツ少年団につきましては、学校の部活とは違う組織でございまして、指導者を少年団としてお願いしまして、会場としましては学校を使ったり、学校以外の市の運動施設を使ったりしまして活動しています。

そのスポーツ少年団も複数の競技をしている少年団もありますし、1つの競技、例えば柔道なら柔道、サッカーならサッカーという種目で活動されている少年団ということで、市内には約24の少年団が結成されていまして、日夜活動している状態にございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） そうしますと、今の少年団の指導者というのは一般の方ですか。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） はい。少年団の例えば父兄の方または父兄とは直接関係なくとも、少年団で指導いただいている方、ケース・バイ・ケースでございます。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 具体的に部活のことをお聞きしますけれども、体育部と文化部がございまして。幾つぐらいあるのかということと、指導者、例えば小学校の場合は先生なのか、小学校の部活の指導者、中学校の指導者を伺います。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 部活動は中学校がメインであります。小学校でも季節的な部分、どちらかという文化的な活動というもののほかに季節的なものでは自転車とか陸上、こんなものがありますが、小学校の場合の部活としては指導者は教員が行っているのが現状でございます。

中学校も教員が部長を兼ねてやっているというようなことがあります。中には一般の方をお願いして、協力いただきながら指導しているというケースもございます。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 今の一部、先生方が指導されているという場合、時間外といえますか、放課後だから大分負担になっているのかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 確かに授業以外の活動になりますので、各学校とも分担を決めてそれぞれに担当されてやっているようでありますから、中には教科外のことになりますので、それなりの負担はかかっているかとは思いますが。

○議長（水上正治君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 特に今、先生方が指導した場合、何か事故があると、今何でも裁判、裁判でそういったことは起きやすいといえますか、互助の精神、お互いに助け合うということが今ないので、一方的な裁判になるということもあるから、その辺は注意というのか、もちろん注意はしていると思いますけれども、その辺をよく指導していただければと思います。

私のほうからは以上ですけれども、先ほど申し上げたとおり、地域全体を活性化するにはスポーツをまず中心において、郷土愛の高揚になるというふうに思っておりますので、どうかその辺をひとつスポーツ振興課の存立についてよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、8番佐藤雄次郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき17番中山五男君の発言を許します。

17番中山五男君。

〔17番 中山五男君 登壇〕

○17番（中山五男君） 本日は傍聴席のほうにも9名ほど傍聴に来られておりますが、決して多いとは思いませんが、我々議会議員はそういった市民の関心があつてこそ成長すると考えておりますので、これからはさらに大勢の皆さんが傍聴に来られることを望んでいるところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。今期定例会をもっていよいよ4年間の議会活動が終わろうとしておりますが、私はこの4年間に一般質問12回登壇させていただいております。



これまでの質問の内容を申し上げますと、一般行政に関すること23項目、これは財政、税収、道路、文化財、人口問題等であります。次に経済問題について3項目、医療福祉に関しまして5項目、農林業に関しまして2項目、学校教育につきましては9項目、合わせて42項目にわたりましたが、いずれの質問に対しましても執行部ご答弁では、満足のするものばかりではなかったように思われます。そのご答弁の中には言語明瞭にして意味不明、すなわち私の質問に対し明瞭に答えているようで、実は独特の言い回しにより本音を言わない。市長、教育長の話術に乗せられたところもあるように思われるわけでございます。

本日の私の質問は4項目の中で13点にわたりますが、議会議員として4期目最後の登壇になりますことから、ご答弁にあたられます市長、教育長には言語明瞭にして明快なご答弁をご期待申し上げます、質問に入らせていただきます。

まず、商品券発行による経済効果と分析結果についてお伺い申し上げます。本市商工会が昨年5月、12月と2回、プレミアム付商品券を販売したことは市長ご承知のとおりであります。販売額2回合わせて2億2,000万円でプレミアム分、すなわちおまけ分に相当する2,000万円分は市が負担しております。私は昨年5月、商工会が販売した後、6月定例会一般質問の中で次のような質問を申し上げます。

商品券を購入できた18歳以上の市民の数はおよそ1,350人で全体の5%にすぎない。市が投入した1,000万円の恩恵をこうむることのできなかつた市民が95%もあることから、今回同様の商品券を次回も発行する計画なら、これらのことを十分配慮すべきではないか。その方法として、1人当たりの購入限度額10万円を5万円に低く抑えたり、1冊1万円券を5,000円券につづるなどして、蓄えの少ない市民でも買いやすくすべきではなかったかと質問しております。

その際の市長ご答弁では、まず商工会と連携し、商品券の実態をよく検証し分析した後、次の対応策を決めたい。また、商品券1冊の金額を5,000円、3,000円に低く設定するほか、検証の方法としてアンケート調査も必要かと思っている。そのように答弁をいただいております。

以上のようにご答弁をしておきながら、昨年12月、販売方法は第1回と何ら変わることなく、2回目の商品券を販売しております。そして、1億1,000万円の商品券がわずか1日半で売り切れてしまったそうであります。私はこの話を商工会からお聞きし、市民の持つ1億円もの現金がわずか1日半で動き、さらに購入希望者が売り切れた後もしばらくの間、後を絶たなかったとのことに驚かされた次第であります。

そこで私は、栃木県内30の全市町の商工会に問い合わせまして、商品券の販売実績について調査をいたしましたので、その結果からまず申し上げます。まず、昨年商工会が商品券を販

売しなかったところは9市町内の商工会であります。次に商品券を販売した市町村は21でありましたから、県内では7割の自治体で販売されたこととなります。販売方法はまちまちで、市貝町のように1世帯10万円を限度として町が直接販売したところや、合併した市町村の中には旧町の商工会が、その地域に限って販売したところもあります。

次に、1人当たりまたは1世帯当たりの購入限度額は2万円としたところは4市町村内の商工会、3万円としたところが2町の商工会、5万円が9市町、10万円としたところが本市を含め5市町の商工会であります。次に、最高額では20万円、これは小山市であります。1回の発行額が6億6,000万円が多額であったことから、売れ残りを心配して1人当たり20万円としたそうであります。合計21市町で購入限度額平均を計算しますと、6万1,000円でありました。

次にプレミアム率は10%としたところは、本市を含め14の自治体内の商工会でありますから、67%は10%としたそうであります。次に、15%としたところが6自治体の商工会、20%としたところも1つあります。合計21市町で2回発行したところでは、1回目と2回目ではプレミアム率を変えたところもあります。

以上の商品券販売額、これは県内総額で28億4,575万円であります。これを販売した21市町村で割りますと1市町村当たり1億3,550万円を販売したこととなります。プレミアム相当額は本市同様市町村が負担しましたが、那珂川町とか壬生町のように商工会がその一部を負担したところもありました。

商品券の売れ行きにつきましては、いずれの商工会も好評で、即日または数日中に完売しているそうであります。以上からして、昨今の社会は持てる者と持たない者、富める者と貧しき者、すなわち勝ち組と負け組で言いあらわされる格差社会が急速に醸成されつつあると感じた次第であります。

それを踏まえまして、次の5点をお伺いします。まず、商品券を第1回目に販売した後、市長が私の一般質問にご答弁をいただいたとおり、商工会と連携し、商品券の実態を検証し、分析されたのでしょうか。

2点目、商品券購入限度額を変えなかった理由、根拠についてお伺いします。

3点目、市が負担した2,000万円の恩恵に浴した世帯はおよそ何世帯か。または何割あったか分析されたのでしょうか。

4点目、商品券を扱ったお店の反応はいかがであったでしょうか。特に商品券換金の際、手数料を3%天引きされることから、これらについてのお店の反応についてもお伺いしたいと思います。

5点目、この事業に市が2,000万円を負担いたしました。市内商店街の活性化、経済

効果が上がったのでしょうか。

以上5点についてお伺いいたします。

次の項目についてお伺いします。2点目は、市内企業、特に製造業の政策についてであります。昨年11月、市長選挙公約の中で、経済危機への適切な対応を掲げられましたことはご記憶のことと存じます。また、那須烏山市総合計画の中でも、企業誘致活動や優遇税制等により、市内企業を支援することとしております。

しかしながら、市内で生産出荷を続ける企業には、長引く不況の中で生き残りをかけた必死の努力を重ねていることも事実であります。そこで今こそ、行政は市内に生産拠点を置く企業に対し、振興資金貸付のほか、何らかの方法で支援すべきときではないでしょうか。

具体的に申せば、各企業が製品製造に必要な資材の仕入れや製品の出荷販売に対し、市長みずから企業社長に同伴するなどして、その交渉等が有利に展開するよう、支援の手を差し伸べることも必要ではないかと存じます。企業の繁栄は、市の税財源確保やそこで働く市民の生活安定につながることから、これも市長の重要な使命と存じます。

以上、申し上げましたが、市長は企業支援のために積極的な行動を起こす考えがとおりでしょうか。端的に申せば、今、窮地に追い込まれている企業に対し、市長みずから心の支援をされてはいかがかということでもあります。以上、この項1点質問いたします。

次に奨学金制度の見直しについて質問申し上げます。本市の奨学金制度は、平成19年度まで高校生を対象に年額12万円を限度に貸し付けていたものを、東京調布市の旧烏山学生寮跡地を売却したことから、その代金3億5,000万円にこれまでの積立金3,500万円を合わせた3億8,500万円を基金として、平成20年度から貸し付けから給付に変更したものであります。条例制定当時、県内に給付する、返済を必要としない、ただであげる。こういった制度の市町村はほかにほとんどなかったことから、議会内から異論があったことも事実であります。

給付額は高校生年額10万円、大学生等は年額20万円と定めたことから、平成20年度の給付実績は高校生7名、短大生1名、大学生2名合わせて10名に130万円を給付しております。平成21年度の給付実績を担当課長からお伺いしたところ、高校生2名、大学生3名、合わせて5名に80万円を給付しております。

この奨学金制度のほか、旧烏山町では昭和62年度から公益信託平野奨学基金制度がありまして、平成21年度までの23年間に84名の高校生に年額約10万円を給付し、総額で2,500万円の給付実績を残しております。以上のとおり、本市には二通りの奨学金制度があることは、市長ご存じのとおりであります。

ところで、平成20年度から適用になった奨学給付金制度により、給付対象となった学生数

が意外に少なかったことに疑問を持っております。特に、高校生は2年間で9名であります。私の疑問の裏づけとすると、本市内で就学援助を受けている小学生140名ありますが、その中で中学生が62名あり、そのほとんどは高校進学しているはずであります。

就学援助制度はご存じのとおり、経済的理由で就学が困難な小中学生に対し、市町村が学用品の購入費や給食費、修学旅行費などを援助する制度であります。就学援助の認定にあたりましては、毎月開催されます教育委員会の中で議題とされておりますが、議員に配付されました教育委員会点検評価報告書によりますと、昨年度はほとんど毎回援助認定について申請されていますことから、本市内小中学生の中で経済的に困難な家庭の小中学生がふえつつあることは計り知ることができるわけであります。

そこで次の4点をお伺いいたします。本市奨学金給付条例の主な目的とするところは、経済的理由から就学困難な者に対する支援策と存じます。しかし、新年度から公立高校の授業料が全額免除、私立高校も同様に世帯所得に応じ12万円から24万円援助することになったことから、給付条例をこの際見直すべきではないでしょうか。

さらに申し上げますが、奨学金給付の原資とするところは、先ほども申し上げましたが、東京都内の学生寮跡地の売却により、思いがけない多額の臨時収入3億5,000万円が入ったからであります。一方、初音地内の市有地売却では、土地購入費に利息を含めると約3億円の元値の土地を8,400万円で売却しましたから、約2億2,000万円の損失を生じております。

これらの事情を考慮するなら、県内でも財政事情が最下位グループにある本市がこのまま給付条例を続けていいものではないでしょうか。県内では壬生町のみが高校生を対象に給付しておりますが、先日問い合わせましたところ、来年度から給付額を減額するとのことあります。

以上のように、本市の奨学金給付条例制定当時からでは事情が変わったことでもあり、来年度から見直すべきと存じますが、市長の考えをお伺いいたします。

2点目、本市の奨学金給付制度の見直しにつきまして、私は平成20年12月定例会一般質問の緊急医療体制の確立策の中で申し上げた経緯がございます。その際の質問では、大学生に対する奨学金支給年額20万円を医学生に限り特別扱いとし、医師不足解消の一助にすべきではないかと質問いたしました。

大谷市長ご答弁では、今後の社会情勢等の変化に対応しつつ、随時見直しも必要であることから、医大生に対する増額を含め、奨学金選考委員会等に図りながら今後検討してまいると答弁しております。

そこで再度質問しますが、医大生に対する奨学金を見直す考えはおありでしょうか。

3点目を申し上げます。現在の奨学金給付条例第4条に給付対象が定めてあり、さまざまな

給付条件が付されております。その中に学業がすぐれている者とありますが、例えば、10人中成績が何番目ぐらいまでの生徒をすぐれている者と判断されているのでしょうか。この条件が満たされないために、給付対象者が少人数に絞り込まれているとするなら、学業成績が平均以下であっても向学心に燃えているとみなされている学生は、給付対象に加えるなどして条例を見直すべきではないでしょうか。

次、4点目、那須烏山市奨学金給付条例により貸与した奨学金の返済状況についてお伺いいたします。過日の新聞報道によりますと、大学生の3人に1人は日本学生支援機構から低利子の奨学金を借りています。ところが、卒業後の返済が滞り、貸し倒れのおそれのある奨学金額は2億2,250億円に達し、滞納額は年々増加の一途をたどっているそうであります。

そこでお伺いしますが、本市が平成19年度までに高校生に対し貸し付けた奨学金、多分月額1万円ではないかと思いますが、これは条例の定めどおり遅滞なく返済されているのでしょうか。

以上4点、市長または教育長の答弁を求めます。

最後にもう1点質問申し上げます。学校評議員のあり方について申し上げます。学校評議員制度の創設につきましては、教育長ご存じのとおり平成10年9月に提出されました中教審答申の中に含まれていたことに始まります。

この制度創設の目的は、広い分野から委員を委嘱し学校運営に意見を述べ、あるいは助言することのできる組織とされております。平成10年当時の教育長に対し、私は南那須町でも学校評議員制度を早期に導入すべきではないかと質問した経緯がございます。その後、南那須町では平成14年4月から、各学校へ5名の学校評議員が選任されましたから、制度創設以来8年経過したものと存じます。

昨今の教育現場では、不登校、引きこもり、保護者からの理不尽な苦情等が多発するなど、教育環境が複雑多様化し、学校での解決策に苦慮しているなら、問題を学校だけで抱え込まないためにも、評議員制度は効果あるものと思っております。

そこで次の3点をお伺いします。まず1点目、本市におきまして、学校評議員設置規則を定めまして、各学校とも5名の評議員を委嘱しておりますが、8年間経過した現在、形骸化していないか。形だけのものになっていないか。活動の実態についてお伺いいたします。

2点目、評議員制度を学校長はいかに評価されているのでしょうか。校長に対して圧力団体、または無用の制度と思われるかをお伺いいたします。

3点目、評議員の定数は5名以内と定めてありますことから、各学校ともそろって5名委嘱しております。果たして5名必要でしょうか。私が思うに、学校内の諸問題について、各学校長が真に相談し助言等を求めるには、評議員数1、2名の少数が適当と思いますが、教育長は

いかに判断されているのでしょうか。

以上、学校評議員に関し3点の答弁を求め、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは17番中山五男議員から、商品券発行による経済効果等について、市内企業、特に製造業の支援策について、奨学金給付制度の見直しについて、そして学校評議員のあり方について、以上大きく4項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、商品券発行による経済効果等についてでございます。細かく5点にわたりましてご質問をいただきました。経済効果の概要につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。

プレミアム付わくわく商品券の発行につきましては、中山議員ご承知のとおり一昨年来の未曾有の経済金融危機を受けまして、商工会が主体となりまして地元購買の促進による商業の活性化を目的とした事業でございます。したがいしまして、市は緊急経済対策における地元企業・商店等支援対策の一環といたしまして、プレミアム分2,000万円を負担いたしましたところであります。

地元商店等に流通した総額2億2,000万円分の商品券の経済効果はいったいどの程度であったかということでございます。単純に2億2,000万円の直接効果にとどまるものではないと理解をいたしております。経済活動はあらゆる産業の関連により成り立っており、1つの新規事業が発生いたしますと、それにこたえるための新たな生産や取り引きが誘発され、まるで水面の波紋のように効果が次々とあらゆる産業に波及をしていくという原理になっております。

今次、わくわく商品券の流通による経済波及効果について、産業連関表を用いて分析をいたしますと、商品券発行額である2億2,000万円が市内商店等で消費されるという直接的な効果に加え、これにこたえるための新たな生産や取り引きとして1億1,000万円程度の間接的な生産誘発効果ももたらされたものと推計いたしております。総じて、経済波及効果は少なくとも50%増の3億3,000万円に相当するものと考えております。

また、プレミアム分がもたらすお得感は、日常の必要消費以外のものを購入する新たな消費や追加支出といった消費喚起効果も相当生み出したものと想定をしており、実際の経済効果といたしましては、さらに大きくなるものと思料いたしております。

景気の低迷はもちろん、宇都宮市等への大型ショッピングモール等の相次ぐ立地も影響し、本市における地元購買率は年々減少傾向をたどっております。したがいまして、2度にわたるプレミアム分商品券の発行につきましては、確実に地元購買の促進や新たな消費喚起の誘発に

つながっており、本市経済の活性化にかなり貢献できたものと考察いたしております。

次に、市内企業、特に製造業の支援策についてお尋ねがございました。ご案内のとおり、本市における企業支援策といたしましては、平成18年度から工場等の新設や増設に対しまして奨励金を交付する制度を新設いたしまして、市内企業の設備投資や技術の高度化に対する支援を講じてまいりました。

また、緊急経済対策の一環といたしまして、今年度より中小企業振興基金の融資枠を2億1,000万円から3億円に拡大するとともに、保証料の補助につきましても、2分の1補助から全額補助へと拡充を図ってまいったところでもあります。来年度におきましても、中小企業振興基金の融資枠を3億6,000万円に拡大し、厳しい経営環境にある中小企業等の円滑な資金繰りを支援してまいることといたしております。

さらに、雇用対策の観点から、国の施策と連携いたしました試行雇用助成金制度を今年度より創設をし、試行雇用を行う事業主に対して助成金の交付を行うとともに、金融機関、商工会、ハローワークとの連携による総合相談を実施しているところでもあります。

また、昨年の12月には、中小企業等金融円滑化法が成立施行されておきまして、金融機関は、中小企業者や個人の債務者の申請に対して、できる限り債務の弁済に係る負担軽減に努めるよう規定されたところでもございます。現在のところ、市内の金融機関では、施行して日も浅いことから、調査段階で実行に至っていないとのことでありますが、今後ともこの動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、市内企業の出荷販売等支援といたしまして、昨年度は商工会との連携により、大田区で開催された工業製品のビジネスフェアに市内企業とともに参加してまいりました。このフェアには那須烏山市製造業活性化協議会6企業の参加実績がございました。残念ながら、この経済不況を反映して、今年度よりフェアそのものが中止となってしまったところがございます。

そこで、平成22年度は本市と防災協定を締結いたしております豊島区への強い要望により、池袋のサンシャインシティにおいて開催される「としまものづくりメッセ」への参加が決定し、3月11日から13日までの3日間、私みずから出向きまして企業誘致を含めた本市のPR、参加企業の製品や技術等のPRを実施してまいり予定となっております。

次に、奨学金給付制度の見直しについてであります。奨学金の給付に関しましては4項目ほどご質問をいただいております。まず、給付額の見直しについてであります。ご案内のとおり、市の奨学金制度は平成17年10月の合併時に償還方式としてスタートいたしました。しかし、平成20年度には市が東京都内に所有していた旧学生寮跡地を売却処分し、処分益の国債運用を図ることにより相当額の利子収入が見込めますことから、その運用益を生かした給付制度として再スタートしたところでもあります。

当該給付制度の目的は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者を支援し、有能な人材の育成及び教育の機会均等に資することをごさいます。現在までに高校生、大学生15名に対して給付し就学の支援を行っているところであります。

議員ご指摘のとおり、民主党連立政権におきましては、平成22年度から公立高校の授業料の免除及び私立高校の助成制度の導入が決定されており、このことは市の奨学金選考委員会でも話題になっておりまして、さまざまな観点から議論を行っていただいているところであります。

これらを踏まえ、市といたしましては、授業料が免除になっても、通学費、学用品費及び被服費等の経費もかかりますことから、引き続き経済的な理由により就学困難な世帯の支援が必要であると判断いたしました。しかしながら、今後とも社会経済状況の変化等を的確に見きわめながら、適宜見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、医大生への奨学金を増額する件についてであります。県内の状況を見ますと、医学生を対象とした奨学金制度を運用している市町はない状況でございます。ただ、財団法人栃木県育英会で、篤志寄附による医学部を対象とした貸与方式の制度の運用を行っておりますが、認定者は数年に1名程度のごさいます。この制度は月額10万円、入学一時金50万円以内といたしております。

一方、県の支援策といたしましては、産科医または小児科医を目指す医学生を対象とした修学資金貸付制度が運用されております。この制度は月額25万円、入学一時金100万円以内を貸与するものでありまして、将来栃木県職員として、県内の公的医療機関等で一定期間勤務することにより、その返還が免除される制度となっております。平成20年度11名、平成21年度7名を選考して貸し付けを行っているようであります。

さらに、県では平成22年度から、獨協医科大学に栃木県地域枠を設けまして、県の地域医療に貢献しようとする志を持った学生を対象とした修学資金貸付制度を開始させるなど、県全体の医師確保対策の一環として、医師を目指す学生の支援が行われています。この制度は入学金100万円、授業料年間350万円であります。

いずれにいたしましても、医学生を対象とした制度の運用は、多額の資金を要することとなり、市町での運用は困難であると言わざるを得ないと思われまますので、医学部を目指した学生から申請や相談がある場合は、当面、県制度への紹介、斡旋等を積極的に勧めることで対応してまいりたい考えであります。

次に、審査が厳し過ぎるのではないかとのご質問でございます。成績に関しましては高校や大学に進学をする能力があれば選考されるものでありまして、それほど厳しいとは考えておりません。ただ、あくまでも経済的な理由により就学が困難な世帯を対象としておりますので、



選考委員から所得制限が厳しいのではとの意見をいただき、次年度の募集につきましては単純な所得基準ばかりでなく、家庭の状況や保護者の就労状況等も勘案して選考することに改善し、各中学校及び高校を訪問し周知徹底を図り、平成22年度は総勢11名を選考したところでございます。

最後に貸付制度の償還状況についてでございます。旧制度につきまして、2年間で4名が該当いたしております。そのうち、平成18年度の1名につきましては、高校を卒業し上級学校へ進学しておりまして、市の奨学金貸与条例第12条の規定に基づきまして、その上級学校の就学期間の返還の猶予を行っております。なお、平成19年度の3名につきましては、今年度卒業予定でございますので、1年間の据え置き期間がございます。平成23年度からの償還となりますので、現時点での償還者はない状況でございます。

学校評議員のあり方につきましては教育長答弁とさせていただきます。

以上答弁終わります。

○議長（水上正治君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 私のほうから学校評議員のあり方についてお答えを申し上げます。

3点についてご質問いただいておりますので、順序に従ってお答えを申し上げます。

1点目でございますが、評議員制度が形骸化していないかということについてでございます。本制度は平成10年9月の中教審答申を受け、地域に根ざし地域社会の実情を反映した学校づくりを行えるよう、学校の裁量権を拡大させ、学校が地域社会への説明責任を果たすことを求められ、平成14年には南那須地区で、平成15年には烏山地区で学校評議員制度を学校教育の中に位置づけをお願いし、今日に至っております。爾来、評議員から学校長の学校運営、経営に側面から、ときには真正面から示唆に富むご助言をいただいております。ありがたく思っているところでございます。

その実態は定期的に全体会を開催し、意見を求められるものばかりではなく、必要に応じて個別に意見を求めたり、情報提供を受ける場合もありまして、各学校ごとに少なくとも定期的に年1回、多い学校では3回の会議、また個別には数十回の校長先生と評議員の懇談会が開催されており、貴重なご意見をお寄せいただき、それぞれの学校運営に役立たせていただいております。

その内容は、登下校の安全、たすきの着用等の日常の指導から、学校の教育目標や方針、地域との連携、生徒指導、進路指導、学校の危機管理、学校の施設整備まで広範囲に及んでいます。また、学校からは評議員に対しまして教職員の評価制度、教員免許更新制、教職員の不祥事防止対策、新型インフルエンザ対策、授業時数等の説明を行い、評議員からは認識していた以上に学校の取り組みが多岐にわたっていることに驚き、評議員としても学校教育への理解と

協力、家庭教育や地域教育の重要性を機会あるごとに家庭、地域に呼びかけていきたいというありがたい言葉をちょうだいしてございます。

今後とも複雑多様化する学校運営に欠かせない制度であると考えておりますので、各学校の評議員との連携を強化し、積極的に活用してまいりたいと考えております。

2つ目でございますが、学校評議員の評価でございます。まず、学校評議員は学校教育法施行規則に基づき、市の学校評議員設置規則で保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させ、学校運営の状況に関する情報を提供し、地域に開かれた学校づくりを促進すると規定してございます。

各評議員の選考は各学校長の裁量で、地域性や年齢、階層等を参考に推薦され、教育委員会が承認しているものでございます。各学校とも忌憚のない意見や情報の提供を受けており、それらをもとに適正な学校運営の参考とさせていただいております。

本学校評議員制度は重要な役割を担っているものと考えられておりますので、学校では全体的には高く評価しているところでございます。もし、学校が評議員を圧力あるいは形骸化しているあるいは無用であると考えてしまっているとしたら、評議員との懇談もそれなりになってしまうのではないのでしょうか。

ある校長先生は、評議員から学校教育改善に生かすことのできるアドバイスをたくさんいただいているという言葉をちょうだいいたしました。学校教育の改善のために学校評議員制度を大いに充実させたいと思っていると述べられております。そのことからその必要性は高いのではないかと考えておりますし、学校の評価をこの言葉で裏づけられるのではないかと考えております。

最後に、学校評議員の人数でございますが、市井の言葉に「3人寄れば文殊の知恵」と申していることを折々に聞くわけでございます。1人よりも2人、2人よりも3人集まることによって、いい知恵が出るのではないかとという理念ではないかと考えております。

今、学校長が自分の最も信頼する有識者を助言者、理解者としてお願いするわけですから、可能な限り多くの人数を望むことは現実的でございます。市の設置規則では5人以内と規定しておりますが、各学校周辺の地域性を考慮したり、20代から60代などの各年齢層からさまざまな意見や情報をいただくことも重要でありますので、現在の5名程度が適正な人数ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 商品券の発行による経済効果等につきまして、市長答弁以外の4項目につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、第1項目目の第1回目の商品券にかかる実態の検証分析についてご説明を申し上げます。これにつきましては、購入年代層、1人当たりの購入金額、利用状況、購入世帯数などの販売状況、取扱店の状況などの5つの観点から実施をいたしております。

1点目の購入の年代層につきましては、60歳代以上の方々が43%、50歳代の方々が24%、40歳代の方々が14%となりまして、高齢者の方の割合が大半を占めるという結果となっております。この要因といたしましては、高齢者の方ほど地元での消費性向が高く、これに対して若い方々は日常生活圏が広く、宇都宮等に立地する大規模ショッピングモール等での消費性向が高いために人気がなかったのではないかと考察をいたしております。

2点目の1人当たりの購入金額につきましては、10万円分が65%、5万円が12%、3万円が6%となっております。10%のプレミアムのお買い得感を感じるのは圧倒的に10%相当額の金額であることが分析できました。

3点目の商品券の利用状況につきましては、換金状況から大規模小売店での利用が63%と大半を占めておりますが、小売店といたしましては電気店が9%、ガソリンスタンドが5%、食料品、雑貨店等で5%の順になっております。

4点目の購入世帯などの販売状況につきましては、購入者総数は1,303人でございまして、平均単価が7万6,746円、購入世帯は全世帯の約10%と推計されることから、県内市町で実施いたしましたほかの団体と比較いたしましても決して低い数字ではないと考察をいたしております。

5点目の取扱店の状況につきましては、顧客の新規開拓につながった、また商品券はつり銭が出ないことから、1人当たりの販売単価が上がったなどの意見が大半を占めておりまして、総じて消費喚起効果が高かったものと考察をいたしております。

このようなことから、総じて今次のプレミアム付商品券発行事業の効果を分析いたしますと、先ほど市長が答弁されました本市の確実なる経済波及効果が創出されたことにとどまりません。また、商店経営者への商業の活性化努力に対する多大なる刺激につながったこと。また、間接的ではございますが、地元消費を生活の中心とする高齢者層への生活支援策の一環としての効果も創出されたのではないかと考察をしているところでございます。

次に2項目目の商品券購入限度額を10万円とした理由でございます。プレミアム付商品券発行事業につきましては、商工会役員を中心といたしました商品券発行事業委員会を組織いたしまして、事業の推進を図ったところでございます。

ご質問の2回目事業にあたりましては、商品券購入限度額を10万円として第1回目と変えなかった理由でございますが、ヒアリングの結果によりますと、1つには先ほど実態の検証分析結果でご説明をいたしましたように、第1回目の事業における1人当たりの購入金額は

10万円が65%、5万円が12%、3万円が6%になっておりまして、10%のプレミアムのお買い得感を感じるのは圧倒的に10万円相当額の金額であると考察をされたことにございます。

2つ目には、商品券発行业委員会が近隣団体などの情報を収集いたしました結果、隣の市でございますが、限度額を低額に設定した場合、この場合は上限を5万円としておりました。これは完売するまでにかなり長い時間を要したこと、こういったこともございまして、商工会の役員の方々がその団体では知人等へ購入をお願いするなど、大変な努力があったというような状況がございました。

そして3つ目でございますが、こうした考察結果を踏まえるとともに、当該商品券の発行业そのものの目的が経済金融危機により急速に冷えきった地域経済や商業等の産業に迅速にカンフル剤を与えるといった目的などを総合的に勘案いたしまして、プレミアム率が10%の場合、1人当たり10万円の購入限度額が適当と決定したようでございます。

次に、3項目目の市が負担いたしました2,000万円の恩恵に浴した世帯の割合でございます。これにつきましては、繰り返しになりますが、1項目目で説明いたしましたように購入者数の人数から想定いたしまして全世帯の10%と推計されますことから、県内市町と比較いたしましても決して低い数字でないと考察をいたしております。

また、第2回目につきましても、商品券購入者総数は1,219人ございまして、第1回目と同様の考察になるかと思料いたします。しかし、1人、1世帯で1名のみが購入したとは考えにくいので、購入した世帯は全体の10%程度と推測をしております。

参考に申し上げたいと存じます。県内21団体の世帯割合の分析を商工会、中山議員からいただきました資料に基づき分析をいたしました。この場合、5%未満が4団体、5%から10%未満が8団体、10%から15%未満が7団体、15%から20%未満が4団体、20%以上が7団体、この内容を検証いたしますと、割合の低い団体につきましては世帯に対して総発行額が少ない。または、高いところはプレミアム率を下げた購入限度額を2万円、3万円と下げている傾向が見受けられます。

最後に4項目目の商品券取扱店の反応についてご説明を申し上げます。まず、取扱店舗数につきましては、第1回目が325店舗、第2回目が298店舗で、第2回目の店舗数が減少しております。この原因は、商品券による購入が第1回目なかったという店舗、またバーコードの関係でございますが、レジシステム等の関係によるものであるということでございます。

次に、取扱店からの苦情等の状況につきましては、商工観光課及び商工会の事務局等にもほとんどなかったことから見まして、全体的に好評であったものと分析をいたしております。

次に、取扱店からの主な意見といたしましては、先ほども説明を申し上げましたが、新規の

顧客開拓につながった。2つ目といたしまして、商品券の消費喚起効果によりまして1人当たりの販売単価が上がった。こうした意見が寄せられたことがございます。また、本年2月の商工会理事会におきましても、出席理事から好評だったとの意見が大半を占めていたと伺っております。

次に、3%の手数料の内訳につきましては、金融機関の換金手数料、商品券印刷費、広告宣伝費等の事務費といたしましてそれぞれ1%の負担をしたものでございまして、取扱店からは理解が得られているものと伺っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（水上正治君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 先ほどの私の質問は4項目、13点にわたりましたが、漏れなくご答弁をいただいたと思っております。しかし、私の意に沿わないところも少々ございますので、これから再度質問をさせていただきます。

まず、商品券発行による経済効果についてであります。私の質問では商品券を昨年2回発行し、市が2,000万円を負担しましたが、商工会と連携し、商品券の効果のほどを検証し分析されたのでしょうかという質問に対しまして、先ほどの担当課長のご答弁等によりまして、6項目にわたり分析されたそうではありますが、その分析の結果、経済効果等も上がり、2回の商品券発行事業は妥当であったものと認識している。さらには、今後の商工行政に反映させ、より市民の目線に立った施策を図りたいとのご答弁であったと解しております。

私の質問どおり分析されたそうでありますから、この質問項目は了解するといたしまして、この分析の結果につきましては、次の再質問の項目の中で申し上げたいと思います。

続きまして、商品券購入限度額10万円とした理由、その根拠についてお伺いしました。それに対しまして先ほどのご答弁によりまして、限度額10万円とした根拠につきましては、まず1点として、隣接市町において完売までにかかなり多くの日数を要し、商工会役員が完売までに大変な努力をされている。だから、売れ残りを心配して10万円としたんだというようなこと。あと購入限度額も県内全体の平均値であること。さらに、もしこの限度額を5万円、または3万円と低く設定した場合、その場合は販売に時間を要することなどが推察される。そのようなご答弁とお伺いしております。

答弁された4点のうちのみず1点目、完売までにかかなり多くの日数を要した隣の市とは、いづれの市なのでしょう。私の調査では小山市は6億6,000万円も販売しました。そのために完売するまでには25日を要したそうであります。そのほかの市町村では即日または1週間程度で完売しておりますので、完売にそれほどの時間のかかったところはございませぬ。心配する必要もなかつたのではないかと思ひます。まず、この1点についてお伺ひいたします。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 今、ご質問のあつた内容でございませぬが、さくら市でございませぬ。完売する日数が49日間かかつたというような報告を受けております。

以上でございませぬ。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） さくら市は去年の5月から8月にかけて1億1,000万円を販売しました。ここと同じようにプレミアム分の1,000万円は市が負担しております。あそこの場合は購入限度額を5万円に定めたそうでありませぬが、さくら市の場合は、さくら市というよりもこれは喜連川の商工会だけと私は聞いておりますが、ここではやはり簡単に販売できた。そのように聞いております。

以上ですが。私が聞いたところでは喜連川だけで聞いたんではございませぬ。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 氏家の商工会ということになりますか。私どもで確認した。商工会のほうで確認してその情報を私どもでいただいたということではございませぬ。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） さくら市だけを参考としてこのように決めたのでしょうか。市全体を私は先ほども申したように、県内の全部に電話をしてどのような状況かを調べてあります。直接電話等で聞いて全部の市町村の販売状況について調べておりますが、商工観光課としてはこのような資料はお持ちでないのでしょうか。もう1点お伺ひします。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 持ってはおりませぬでした。商工会の情報等に基づきまして、あくまでこの事業につきましてもは商工会が主体で行うものでございませぬ。そういった情報を勘案して今回上限が10万円と。ただ、さくら市の場合は5万円ということではございませぬ、同じ金額、1億1,000万円を発行しております。世帯数は向こうのほうは圧倒的に多いわけではございませぬ。そういったことを判断いたしましても、5万円にした場合、我が市のほうが世帯数も少ないわけではございませぬ、非常に販売に危惧した点ではございませぬ。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） では、その件はここで問答してもこれ以上進まないと思いますが、これはよしとしまして、次に本市の購入限度額10万円は、県平均値であると先ほどのご答弁でいただきましたが、先ほど示した私の調査では、販売した市町村の平均、商工会では平均6万1,000円でありまして、決してこの限度額10万円というのは県平均ではないと思っておりますが、何かこれについても資料とか根拠があるのでしょうか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） この平均値という観点でございますけれども、これからの質問になるかと思うんですが、あくまで私どもで世帯数、先ほどの答弁で申し上げておりますが、プレミアム率を上げることによって販売単価を下げれば、当然協力していただける世帯数がふえるという経緯もございます。一概に上限額だけで今回10万円というのが適当な数字だというふうに判断したわけではございませんで、相対的に販売する、また販売して購入を受ける全世帯の構成を平均的に数値化しまして、それを10万円とするのはおおむね平均値というふうな数値を出したわけでございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 第1回目の答弁を聞きますと、この購入限度額を5万円、3万円と低く設定した団体では、販売に時間を要していると推察されているということなんですが、推察でありまして、直接こういった商工会に行きまして聞いた数字ではないような感じもしますが、この件はこれ以上問答しても進まないと思しますので、ここでこの問題についてはとりやめることとします。

次に、市が負担した2,000万円の恩恵に浴した世帯数、これはおよそ何割とみなされるかという質問に対しまして、先ほどのご答弁によりますと世帯数は確認していないがおよそ10%と考えているとのことですが、わずか10%でいいものか、これが問題ではないかと思えます。第1回目の質問で申し上げましたとおり、現在の社会構造は持てる者と持たざる者、富める者と貧しき者の格差社会というのが醸成されつつあります。

私が商品券について複数の市民に尋ねましたところ、この回答では余裕がなくて買えなかったという方が大勢おりました。また、商品券にしてしまうと、金銭感覚がなくなりまして、むだ遣いしてしまう。よけいなものまで買ってしまう。だから、2回目は買わなかったというような声も聞いております。事実私もそのように感じたところであります。

限度額10万円を買う人が多い中で、10万円を買う人が今回も相当多かったわけです。それを私は金がないから3万円でもいいよ、5万円でもいいよということになりますと、なかなか肩身が狭くて買いにいきにくいのではないかと私は推察しております。だから、余裕のある者だけが競って買いにいきまして、今回も第2回目ではわずか1日半で完売してしまったのではな

いかと思います。

そこで、市長に1点お伺いしますが、今回、この商品券について市民からの反応または声等を聞いているのでしょうか。1点、市長からご答弁をいただきます。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 聞くというよりは、そういったところで大変感謝の意を表していただいているというところが実態でございます。いずれも今回の暮れの商品券発行とあわせて2億2,000万円の購買券を買われたわけでございますので、そういった意味では大変な経済効果があったというような認識をいたしておりまして、そういった1つの商店街等からの感謝の意を聞いております。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 市長もご存じかと思いますが、日本人の今の貧困率は16%だそうであります。そうしますと、7人に1人が貧困状態にあると言われておりますが、この率から本市内の貧困者をおよそ2万9,700人に16%を掛けますと5,000人近くがこの貧困層にあたるわけであります。これらの方にこういったおまけつきの商品券が行き渡ればよかったなと私は感じているところであります。

市は税金から2,000万円を投入しましたから、その恩恵に市民が広く浴することができれば、さらに効果が上がったのではないかと。しかし、先ほどの答弁によりますと、商店街の活性化につながったことも事実のようではありますが、これはこれとして、これ以上ここで論議する考えはございません。

次に、商品券取扱店の反応についてですが、先ほどのご答弁によりますと、取扱店舗からの苦情等は特になかったとのことでありますが、私が聞くところ、換金の際、手数料3%が差し引かれるわけであります。そうしますと、売上の少ない商店では商品券の効果があまり見られなかったようであります。だから、商品券の取扱店が1回目よりも2回目にはおよそ30店舗ほど減ったのではないかと考えております。

市長または担当課長は、取扱店等に直接出向いてこれらの声を聞かれたり、こういった調査をされたのでしょうか。もし何かこのことについてご答弁できることがありましたら、お願い申し上げたいと思います。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 私の知人にも地元商店の事業者がおります。3人ほど、友達ですからざっくばらんに尋ねたところ、額は少なくとも非常に相乗効果はあった。1,000円を持ってきても1,200円とか1,300円の場合はやはりそういったお買い上げいただく。金額は少なくとも効果はあった。やってよかったという話は友達ということがあ



もしれませんが、承っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 商店の反応はそれはさまざまであると思います。それはそれとして次の質問に入らせていただきます。私は、この問題の最後に市内商店の活性化、経済効果が上がったかどうかという質問をいたしました。先ほどの市長答弁によりますと2億2,000万円の商品券流通はあらゆる産業に波及し、新規需要が発生するため経済効果は2億2,000万円の原資でもって、少なくともその1.5倍の3億3,000万円ほどに相当するであろう。さらには、地元の購買の促進や経済の活性化に貢献できたものと考えているとのご答弁であります。

私には経済学の知識が全くございませんので、市長のご答弁に反論できないのがまことに残念であります。いずれにしても、市が投入した2,000万円が地元購買意欲の促進に少しでもつながるなら、それだけでも効果が上がったのかなと推察しているところであります。

しかし、先ほどの課長のご答弁の中にも、今回の商品券の63%が大型スーパー店等に集中したということですが、やはり従来からのこの那須烏山市の小売店でもさらなる効果があればよかったのではないかなと。この辺、少々効果が薄かったのではないかなと思っているところであります。今後もしこのような商品券発売がさらにこれが続くとするなら、さらなる分析を行政側も積極的に行った後、発行させるべきではないかと思っております。この項目はそれで終わります。

次に、2項目目に市内企業、特に製造業の支援について質問いたしました。質問の要旨とするところは、長引く不況の中、市内中小企業に対し振興資金の貸し付け等は承知していますが、そのほか市長みずから製品の出荷、販売等に支援すべきではないでしょうかというような質問をいたしました。

先ほどの市長答弁によりますと、市はさまざまな支援策を講じているとのことですが、それらのことにつきましては予算に絡むことでありまして、議会のほうでも説明を受けていることから、ほぼ承知をしておりました。今回の質問の中で、私が市長に申し上げたいことは、市長が各企業に直接出向きまして心の支援をされてはいかがでしょうかということでありまして。

市長の企業訪問は多分4年に1回、市長が必要に応じ伺うことだけではないかなと感じております。企業が不況の中で必死に努力を重ねている今こそ、市長が会社を訪問されまして、市長としてできる限りの協力を惜しまないとするなら、社長はもとよりそこで働く社員にまで活力を与えることができるのではないかと私はそう考えているところであります。

市長はそうのようにあってほしいと思いつつながら、私はこの質問を申し上げたわけでございます。

担当課からいただいた資料によりますと、市内の製造業者数というのは153社ありまして、製造出荷額というのは640億円に達しているそうです。そして、そこで働く従業員数も4,100人ほどいるそうでありますから、これらの会社と従業員のためにもぜひ市長はさらなる努力といたしますか、支援をしていただきたいと願いつつ、私は質問したわけでありましたが、この件について再度市長から答弁をいただければありがたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 言われることは十分わかります。私も26年間ほど民間企業に在職していた経験から、そのようなスタンスは当然同感であります。でき得る心の支援ということでございますが、このような微力ではありますけれども、私を活用していただけるのであれば、いつでも出向いてまいりたいと考えておりますし、また、こちらから公平に出向くということになると全企業ということになりますので、ぜひそのことは困難も生じることはありますので、このようなことでいつでも門戸を広げておきますので、私を活用できるということであれば、絶対惜しまないつもりでやる覚悟でございますので、そのような支援体制を考えていきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） そのような方法で、少しでも各企業従業員に対して力づけをすべきではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に奨学金給付制度の見直しについて少々ご質問をさせていただきます。この1点目は、平成20年度から高校授業料が無料になることから、給付額を見直すべきではないかというような質問をいたしました。先ほどの教育長答弁によりますと、授業料が免除になっても学生としてさまざまな経費がかかることから、これまでと同額の支援が必要と判断している。そこで、平成22年度も変更しないつもりであるというようなご答弁であったかと思っております。

栃木県内で奨学金を給付している、結局支給しっぱなしで返済を必要としない制度を取り入れている市町村は、ご承知のとおり栃木県内では壬生町のみであります。それで、私が一般質問をまとめている際に、壬生町に問い合わせましてお聞きしましたところ、壬生町では平成22年度から高校生の授業料が免除になることから、支給額10万円を半額の5万円に減額するというご答弁をいただきました。ただし、私立高校は県立高校に比較しまして入学金その他諸経費も余分にかかることから、従来どおり10万円を支給する考えでおりますというようなご答弁をいただきました。

先ほどの教育長ご答弁では、支給額を変えないとしておりますが、本市の奨学金給付条例制定当時とは事情が少々変わりましたので、壬生町のように今後見直し、減額も必要ではないかと思いますが、さらに市長からのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど私から最初の答弁をさせていただきました。今後とも社会経済状況の変化を的確に見きわめながら、適宜適切な見直しを図ってまいりたいというのが結論であります。平成22年度の当初予算につきましては、ご審議をいただくことになっておりますが、このように従来を踏襲してきたといったことをご理解いただきたい。

先ほど議員もご指摘のとおり、政権が変わりまして地方の政策にも大変影響している部分がございます。子ども手当の支給が平成22年度から始まります。これは中学校3年生まで、そして高校の無償化ということも始まるわけでございますので、そういった支援策が矢継ぎ早に平成22年度から導入をされてまいります。したがって、そういう中で今後の給付制度がいかにあるかというのは当然議論しなければならないことだろうと考えております。

そのようなところから平成22年度中に、今、奨学金選考委員会等の組織もございます。また、進行管理システムも充実をさせていきたい。こういった部門に諮問するかは検討するといったしましても、そのような選考委員会等にこの給付制度のあり方を諮問してみたいと考えておりますので、そのような方向性、こういった政権交代による大変な激変の時代でございますから、平成22年度はその経過措置として従来を踏襲したとご理解していただきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 市長、そのような方向でこれからさらに検討をするべきと考えております。

次に、医大生の奨学金給付額、これは医師不足解消の一助とすべきではないか。そして増額すべきではないかというような質問をいたしました。先ほどのご答弁をいただきましたところ、大学生に対しては、特に医学生に対してはさまざまな奨学金制度がありますが、その一部は承知しているつもりであります。先ほどの県の広報を見ましても、この医学生の就学支援貸与制度のことが載っておりまして、貸与金額は入学金上限で100万円、授業料等月々25万円で年額300万円、募集は4月16日締め切りとなっております。卒業した後は貸与年数の1.5倍の期間、県が指定する公的病院に勤務すれば、就学資金、借りたお金は全く免除しますよと、これは大変ありがたい県の制度もありますので、今回の答弁どおり、このままでもいいのかなと思っております。

しかし、この医師不足解消の一端として、これは南那須の医師会とか那須南病院の院長等からも考えをお聞きしまして、この那須烏山市の奨学金制度、特に医学生に対していかにあるべきかを、一応参考意見等を聞くのも1つの方法ではないかなと考えております。ただ単なる選考委員だけの意見にとどまらず、ぜひそのような方向もとるべきと考えております。この件に

については特別答弁は求めません。

次に、給付条件の中に成績が優秀な者と定めているわけです。このために審査が厳し過ぎるために給付対象の学生の門戸を狭くしているのではないかと。それなら、向上心に燃える学生も給付対象に加えるべきではないかと私は申し上げたわけであります。

市長ご答弁によりますと、これまでの選考過程では、経済的な理由があれば成績のほうはあまり重視していないというようなご答弁をいただきましたので、安堵したところであります。そして、平成22年度は11名を既に選考したそうであります。

私が先ほどの質問の中で申したとおり、これまで高校生だけの実績を申し上げますと、平成20年度は7名、平成21年度はわずか2名であります。本市内で経済的理由から就学援助を受けている中学生が62名もいるわけであります。これは先ほどの質問の中でも申し上げました。そのうち、3分の1が仮に3年生であるとするなら、20名がほとんど高校入学しているわけでありますし、当然奨学金の対象になるのではないかなと推測しているわけであります。

さきの全国学力テストの結果、驚いたことは、家庭の経済状況が子供の学力に影響している。これは教育長もご存じのことだと思いますが、そのような結論づけをしています。でありますから、学力は少々低くても向学心に燃える学生なら、成績がすぐれていなくても給付対象にすべきではないかと私は質問したわけでございます。

さらに、平成22年度の予算を見ますと、奨学金に対する利息、これは727万7,000円を計上してあります。そして、その支出のほうの給付金はわずか390万円を見込んでおりますから、差し引き340万円ほど余る勘定になるわけであります。奨学金は子供たちの将来への投資でもあります。さらに、国家社会の投資でもありますから、これらのことを踏まえまして、慎重に審議されまして、多くの学生たちのために有効に活用すべきではないかと思っております。このことにつきまして、市長または教育長からご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 奨学金の選考委員会がございまして、その選考委員長をやっておりますので、委員長としてのお答えを申し上げたいと思っております。

先ほどから中山議員からいろいろご質問をいただきましたが、市長の第1回目の答弁でございましたように、これは基金の利息で運営しているわけでございます。給付でございますので、当然1年間の利息は限度がありますので、その対象人数は限定しているということをまず第1点ご理解賜りたいと思っております。

ただ、今日まで5人とかそういう数字がありました、それらについては応募がなかったのは事実でありますので、その年度によって満杯にならない時期もありますし、定数を超える場合があります。そういったときの選考も当然方法が変わってまいります。成績がよくて財政力

が乏しいということがあっても、例えば10人の枠に12人いれば、当然その中で2人が落ちるわけですので、結果的にはそういうことでご理解賜りたいと思います。

本年度につきましては、昨年の応募が少なかった経緯もございますので、本年は11名、応募した方は全員学力にかかわらず、選考委員は各中学校の校長先生、烏山高校、女子高の校長先生もお入りになっておりますので、そういった成績も加味しながら、また経済的なことを加味しながら、また、所得証明だけではわからない家族の構成もいろいろございますので、平成21年度の奨学生対象については本年度、そういったものを配慮しながら選考したということですので、ある程度弾力的に行っておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） それでは、残りも3分40秒になりました。このことにつきましては、これまでといたします。それと、奨学金の貸与、貸し付けのほうですね、これらについては遅滞なくといいますか、まだ償還時期に入っていないそうですね。これはわかりました。

最後に学校評議員のあり方につきまして少々質問させていただきます。私がこの質問を申し上げた理由は、先ほど申し上げたとおり、平成10年度に当時の教育長に対して学校評議員の早期導入を訴えた経緯がございます。

それと、もう一つ、これは教育長もご存じのことと思いますが、平成10年1月20日に黒磯中学校で男子中学生により女性教諭が殺傷されました。これはやはり外部からの力も必要だな。そうすればこういった事件も防げたのではないかなと思いつつながら、私はこの学校評議員制度について早期導入を申し上げたわけでございます。

それで先ほどの教育長答弁によりますと、どうも各学校で違いますが、年に1回から3回程度しか開いていないとなりますと、校長としてあまり必要としていないのかなと思っているわけでありまして。しかしながら、教育長もご存じのとおり、つい最近になっても足利中学校でも中学生の暴力事件が起きております。黒磯中学校でも起きております。矢板市内の中学校でも再三再四にわたり、先生に対する暴力事件から中学生同士の暴力事件で骨折まで起こすような事件が起きております。

そういうような中、私のほうの評議員ももっともっと積極的な活用が必要ではないかと思っているわけでありまして。しかし、私は思うんですが、各校長は何を基準として5名の評議員を選任しているのかわかりませんが、真に助言を求めることのできる人物というのは、私は5人なんか必要ないのではないかと考えているわけでありまして。

単に公的役職についているからその者が評議員としてふさわしいとしたものでいるのか。これでは余りにも単純な考えであります。評議員たる者は相当な学識と経験を有していなかったら、校長の片腕として校長の求めに応じ助言も提言もできないものと私は思っております。だ

から、私は少人数でいいのではないかと、そのような質問をしたわけでありましたが、あと30秒ほどであります、端的にご答弁をいただきます。

○議長（水上正治君） 時間に配慮して答弁してください。

教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 評議員の懇談の趣旨は、校長とマンツーマンで懇談する、話し合いをする、助言を受ける。それが趣旨でございます。したがって、1、2回というのは定期的に委員の皆さんがお集まりいただく回数でございます。したがって、ご理解をちょうだいしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で17番中山五男君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、18番樋山隆四郎君の発言を許します。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 議長の発言の許可を得ましたので、これから順次質問をしたいと思っております。通告書に基づきますと、私の質問はこの間、須藤副知事と大学の教授が昔の就業センターでシンポジウムがあったわけでありまして。そのときに、地方分権と地域主権ということ、今、民主党が地域主権ということを盛んに言っておりますが、果たしてその地域主権というのはどういうものなのか。分権ということはある程度わかります。これは中央省庁が持っている権限を地方に移す。これが地方分権の趣旨ではないか。地域主権と言ったら、果たしてどういうことになるんだということは、市長の考え方あるいは地方自治体にとってどういうふうに変化をするのか。こんな質問をするわけでありまして。

2項目に関しては、合併特例債、今、盛んに合併特例債を使っているいろいろな事業が行われています。その事業を行う中にも、これは道路に使ったり、あるいは学校に使ったり、いろいろやっておりますが、最終的にはどのぐらい使えるんだ。これは10年間でやりなさいということと、2町合併の場合にはおそらく90億円ぐらいは可能なのではないかと。しかし、その中の13億円はもう基金として積み立てているわけでありまして。先ほども質問の中にありましたが、その金利で今いろいろな補助金を出している。

それでは、今までにどのぐらいのものを消化したのか。こういう質問であります。

そして3番目には、補助金、これを私は去年の12月からしきりに言ってきたのでありますが、ことしの予算書を見たなら、逆にこれがふえているわけであります。1億5,000万円ぐらいふえているんです。それは合併特例債ではなくても、あるいは緊急経済対策というもので使ったかもしれません。しかし、合併特例債が平成26年度で終了いたします。それからは激減緩和措置ということで、地方交付税が5年間にわたって減らされるわけであります。

こういうときになったときには、果たしてこの市の財政がもつのかどうか。こういうことを私は心配するわけであります。そのほか広域の負担金、焼却炉、これも何とかしなくちゃならない。先ほども控え室で話があったんですが、2年間に3億円使う。それだって新設したわけではないのであります。実際、これからあの炉を建設しようとするれば、約40億円近くかかる。この負担をどうするんだ。地方交付税は減らされる。合併特例債はなくなる。そして、人口は2万7,000人、このぐらいまで落ちるのではないか。今、2万9,700人、先ほどもだれか言いましたが、これがもっと減る。大体年間300人ぐらい減っている。

こういう状況が続けば、これからやっていくこの市を維持できるのか。公共下水道の加入率は24%。実際今やっている全事業の30%ぐらいしかまだ終わっていない。これからまだまだ銭がかかるわけであります。しかし、回収できないんです。こういう状況になったとき、この市はもつのか。だから、私はこういう問題に関して厳しく、去年の12月から一般質問で取り上げたわけであります。

これからまた私が質問者席に戻って質問をいたしますが、質問あるいは答弁によってこれは長くなるか短くなるかということでもありますから、とりあえずこの3点に関して質問をいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは18番樋山隆四郎議員から、地方分権と地域主権について、合併特例債について、そして補助金、負担金等について、大きく3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

まず、地方分権と地域主権についてお答えをいたします。地方分権と地域主権はどう違うかではありますが、議員もご承知のとおり、前政権下における地方分権改革は、地方分権改革推進法に基づいて設置をされた地方分権改革推進委員会が地方分権にかかる審議事項を総理大臣に勧告をして、それらを踏まえて政府が推進計画を策定するとともに、新分権一括法を制定するというスキームで前政権は進められておりました。

しかしながら、昨年の政権交代に伴いまして、民主党を中心とする新政権が発足をし、昨年の11月には地域主権戦略会議を内閣府に設置をし、地方分権にかわる地域主権の具体的な取り組みがスタートされたわけであり、政府は、地域主権が目指す国のあり方を今、議員もご指摘のとおり中央集権体制からの脱却、権限、財源の地方への大胆な移譲、国と地方の関係を対等になど、従来の地方分権改革で用いられた表現で説明をいたしております。

民主党のマニフェストに掲げました補助金の一括交付金、これは新たな新政権のマニフェストでございます。それ以外は前述した地方分権改革推進委員会の勧告内容に沿ったものとなっております。基本的な方向性に違いはないものと推察をいたしておりますが、昨年12月に原口総務大臣より、地域主権戦略の工程表が示されるなど、スピード感を持った政治主導による改革というイメージも実はあるわけであり、

一方において、地方分権、地域主権それぞれの言葉は、立場や見方によって違いがあると考えております。地方分権という言葉は、中央政府が持つ権限、財源を地方である都道府県や市町村に移譲するという国側の立場からの概念であるのに対しまして、地域主権という言葉は、国づくりの主体となるべきは地域であるという地方の立場からの概念であると考えております。

したがって、現政権における地域主権国家ビジョンは、地域のことは地域に住む住民が決める、決して中央政府に支配されない主権を持っているという政治的メッセージが込められているものと理解をいたしております。

次に、民主党を中心とする連立与党の政権運営等の動向にもよりますが、地域主権国家に移行した場合、地方自治体にどのような変化をもたらすのかにつきましては、新聞報道、識者の意見等を踏まえながら、私なりの考えを述べさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目には、仮称ではございますが、今、新政権がうたっているのは新政府基本法に基づきまして、自治行政権、自治財政権、そして自治立法権を有する地方政府になるわけでございますから、当然のことながら、市民が真に必要な質の高い行政サービスをこれまでよりもスピーディーに提供できるようになる力量が試されるということが1つあります。

2つ目は、国のコントロールが少なくなりますので、地方の自由裁量権が飛躍的に拡大いたします。地域の実情に合った政策をどんどん展開できるようになるということが2つ目であり、したがって、あらゆる可能性を追求しながら、積極果敢にチャレンジをしなければ、さらなる地域間格差が生じてくるものと思料しております。

3つ目であり、国や県を頼りにできない自律の道を歩むことになり、当然ながら行政のみならず地域全体の資質の向上が求められてまいります。自律する力を備えるためには、国の基準等によらない独自条例の制定など、今まで以上に政策形成能力を身につけ、自己決定、自己責任により自信を持って市政を運営していかなければならないこととなります。



4つ目といたしましては、補助金の一括交付金化によりまして、財源の自由度が高まるわけでございますから、その使い方につきましては、これまで以上に市民参画のもと、広く議論をして合意形成を図っていく必要が出てまいります。

したがって、何にどうお金を使うかということについて、市民に対する積極的な情報提供はもとより、徹底した情報公開、説明責任を果たすとともに、それにとどまらない、市民が政策形成、設定プロセスに積極的に参画できるような仕組みの充実を図っていく必要があります。今議会において上程させていただきました総合計画審議会設置及び運営条例の一部改正の意図には、まさにこの仕組みづくりの礎になるものと考えております。

さらに5つ目といたしまして、市民一人ひとりが自分たちの地域は、自分たちでつくりあげるといふ住民自治の精神を共有することだと思っております。地域主権の時代にあつて、この国の政治、行政の意思決定過程が大きく変わろうといたしております。今だからこそ原点に立ち返つて、市が置かれている現状、課題を踏まえて目指す将来像をしっかりと持って、市民、議会、そして行政が真剣な議論を交わしながら、一緒になって協働によるまちづくりを進めていかなければならないと感じております。

以上が行政サービス、チャレンジ、自律の道、合意形成、住民自治という5つの観点から考えをのべさせていただきました。結論的には、地方から国を変えていくという気概を持って行動しなければ、この閉塞感に満ちた国情を元気な日本に再生することができないと強く感じております。

終わりになりますが、今まさに我が国は、明治維新のころより長きにわたつて続いてきた中央集権型国家から、地域主権型国家へと変貌しようとしております。したがって、議員の皆様とともに、地方自治の本旨（団体自治、住民自治）の実現に向けて、地にしっかりと足をつけて地域主権改革の推進を図ってまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

合併特例債についてご質問がございました。現在までの発行額でございます。平成21年度末37億3,250万円を見込んでおります。平成22年度当初予算では12億3,930万円を計上しておりますので、平成22年度末現在で49億7,180万円の発行予定となります。なお、平成22年度の主な内容は、道路整備事業13路線、5億7,950万円、平成21年度よりの継続事業の鳥山小学校体育館改築工事に1億6,720万円、鳥山中学校補強改修工事に4億5,410万円等でございます。

次に、今後の合併特例債の事業計画につきましては、新市建設計画で策定いたしました平成26年度までの総額84億900万円を基本に調整を進めてまいります。事業内容につきましては、事業規模等の詳細が決定をしておりますが、現在、策定中の都市再生ビジョンの中で

道路整備事業及び学校統廃合や耐震事業、また広域消防組織再編による消防庁舎建設事業、文化スポーツ施設などの公共施設関連事業を進めていく計画でございます。

合併特例債は、ご承知のとおり、交付税算入率70%と有利な起債でありますので、市総合計画の基本計画及び実施計画をもとに、積極的に事業を展開していく所存であります。ご理解をいただきたいと思っております。

補助金、負担金等につきましてご質問がございました。平成21年度補助金等検討委員会は、公募による委員5名によりまして、昨年7月28日に設置をし、5回開催をしていただきました。報告書は12月17日に提出されました。その見直し基準は39件の団体運営費補助金、平成21年度をもって廃止をすることから、事業費補助金についてのさらなる判断基準や補助対象経費の明確化となっております。

その内容でございますが、事業費補助金への移行のための判断基準については、地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみの利益に供することのないものなど11項目からなりまして、補助対象経費の明確化につきましては、原則団体等の持つ魅力、技術等により那須烏山市の目指すひかり輝くまちづくりの一端を担う事業経費であることと明確化が図られました。

主な補助金交付基準は、補助率は補助対象経費の2分の1以内とする。補助期間は3年以内とする。補助金額の下限を原則3万円以上とする内容でありました。したがって、当初予算査定中でありましたので、全課局長に報告書に基づき当初予算に反映するための要求書の再提出を指示いたしましたところでありました。その結果、39件の団体運営費補助金は、富士見台工業団地連絡協議会補助金など3件を廃止、烏山ふるさと太鼓保存会運営費補助金など2件は予算科目ごとに計上、さらさら獅子舞保存会など8保存団体を生涯学習団体事業補助金交付規程に基づき無形民俗文化財団体等補助金へ統合及び事業費補助金への移行26件に見直され、597万1,155円の減額と補助金の有効活用が図られたわけでございます。

また、負担金につきましては、法令外負担金以外の負担金につきましても、報告書に基づく市民の目線に立った事務事業の評価を行い12負担金を廃止いたしました。この廃止額は34万600円でございます。

このように職員一人一人がその対策を行うことにやりがいを持つというプラス思考と行政を担う者としての自覚を持って、健全な財政運営の推進が図られると評価をいたしております。厳しい財政状況の中、財政の健全化と自律的な財政運営に取り組むためには、公平、公正かつ透明性の高い補助金制度の確立が必要でありますことから、審査体制の整備と情報公開について今後も実施に向けて検討してまいり所存でございます。

以上答弁終わります。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、市長から地方分権と地域主権ということ、私が質問をした3つの項目にわたって答弁がありました。地方分権、これはもともと権限があったわけではなくて、これは本当は昭和24年にアメリカからのシャープ使節団というものが来て、日本の地方自治はどうあるべきか。これに対する1つの回答、報告書を出しているわけでありまして。日本国憲法においても、地方自治の趣旨ということで、これは第92条から第95条にわたって細部にわたってこれは憲法でも保障しているわけでありまして。

今、市長の答弁がありました。この中にはシャープ勧告という前に、日本国憲法の中でどういうことが規定されているかということ、これは第92条は地方自治の本旨に基づく地方自治の尊重、それと地方公共団体の議会議員及び長の公選制、これは戦前は公選ではなかったですから。それから、3番目には、地方公共団体の権能、特に自治立法権、自治行政権、自治財政権の保証及び地方自治特別法についての住民投票の定め、こういうことが憲法に保証されている。しかし、これが守られてこなかったわけです。これはこの反対に、神戸勧告というのがあったんです。これは日本人がつくったんです。しかし、これは結局自治省がすべてを統制する。今、総務省となりましたが、そういうふうにして中央集権国家を築いていかなければならない。民主党になってやっとこれをどういうふうにしようかといったときに、こういうものの本旨に基づいて、それではやっていこうじゃないかということで、このシャープ勧告の内容はもっと具体的に書いてあるわけでありまして。

勧告の内容をちょっと読んでみます。昭和24年、我が国の税制並びに行政機関の調査のために来日したシャープ使節団は、地方自治の充実を図るべく地方公共団体の事務に関し、次の3原則を勧告した。ありうる限り実行できる限り3段階の行政機関、国、都道府県、市町村の事務は明確に区別し、1段階の行政機関には次の特定の事務が専ら割り当てられるべきである。そしてその段階の行政機関はその事務を遂行し、かつ一般財源によってこれを賄うことについて全責任を負うべきであると、責任の明確化の原則。

次に、それぞれの事務は、それを能率的に遂行するために、その程度、能力、財源の面で準備の整っているいずれかの団体の行政機関に割り当てられるべきである。これは能率の原則、そして最後は地方自治のために、それぞれの事務は適当な最低段階の行政機関に与えられるべきである。市町村が適切に遂行できる事務は都道府県または国に与えられないという意味で、市町村に第1の優先権が与えられるべきである。第2に都道府県に優先権が与えられ、中央政府は地方の指揮下で有効に処理できない事務だけを引き受けるべきである。地方自治3長の原則ないし市町村優先の原則、こういうふうにはシャープは勧告したわけでありまして。

しかし、この勧告どおりには全然いっていなかった。それを民主党がこれから何とかしよう。

やっと60年ぶりに憲法で保障された地方自治の本旨というものが、これから実現されようとしている。そして、先ほど市長が答弁したように、責任を持って財政権もない、事務も昔は国が機関委任事務、自治事務ではなくて。これを地方に押しつけたわけであります。ですから、これから地方自治が本当に充実していく格差も出てくるというふうになるのは、我々議会の能力も試されているわけであります。市民の意識も試されているわけです。行政の意識も試されている。

こういう中であって、先ほども言いましたが、この補助金の問題に関してもこれは多少はなくてはしょうがない、必要なものは。必要でないものはいかに削れと言っても削らない。この予算書を見ました。中にはきちっとやっているところもある。それとほかには大したことはないやと。結局本気になって削る気にならなかったところもある。私はこれを全部見ていますから。

こういう問題で、これから地方自治が大変な責任を負わなければならないというときに、むだ遣いしていることはできない。それがこれからどれだけ銭が要るのかわからない。財源を見てください。自主財源が幾らありますか。ないですよ、これ。平成21年度は34%、しかし、平成29年度は29.4%。金額にして36億6,900万円、自主財源。予算で幾ら組むか、124億円ですよ。依存財源87億9,000万円。これを依存しているわけです。地方交付税とかいろいろなものが来なかったら、これをどうやってやっていけるんですか。自分の家庭を考えればすぐわかります。

だからむだを減らせ、むだを減らせと言っているのだが、どうも本気になっていない。いいですよ、今ここのひな段にいる課長らは。あと10年もすればだれもいなくなっちゃうんだから。しかし、あとを継ぐ職員はどうするんだ。職員は減らされる、財源は来ないんだから。まして今の状況の採用人数だったら1人か2人しか毎年採用していなかった。その人が幹部職員になるころはどうするの。人がいないんだよ。行政は人がいなければ動かない。だから、私は口を酸っぱくするほど言っているんだけど、今までも、いいやまあ、だれかがやるんだろうと、そんな感じで担当していますが、後々これはどういうふうになるのか、人がいなくて金がなかったらこのまち自体はどうしようもないですよ。

もうちょっとその辺、5年、10年先を考えて政策をやってもらわないと、退職しちゃうからいいと。こういうことでは困るので、今、こういう質問をしているわけですが、この質問でもこれから合併特例債をどのぐらい使う気になっているかというのと、50億円ぐらいまだ残っているんですね。これをどういうふうに使っていくのか。これは今までの基本構想あるいは実施計画に基づいて使っていくんだということはそれで結構であります、これだって3割3分は返さなくちゃならない。全額くれるわけじゃないんです。

そういうことを考えると、5年先、10年先を考えながら財政運営をやっていかないと、あ

とをやる人が大変だ。そのときにはもうどうにも手がつけようがないところまで悪化したら、これこそ大変でしょう。自主財源がないんだから。だから、普通の規模だったら80億円ぐらいで十分なんです。それまでやるのには大変ですからね。それだって、三十何億円の自主財源だって、来年はもっと減るかもしれないです。これがふえるような状況には至っていない。国からも金が来なかったらどういうふうになるんだ。だから、こういう問題を指摘しているんですが、なかなかそういうふうにはいかない。

私はもうこの問題に関しては12月で切り上げようと思って予算書を見たらこういうことから、今、質問しているわけでありまして。ただ、これを減らす気があるのかなのか。その辺です。この補助金に関しては総額が減らなければだめなんです。総額がふえているんだから、それは緊急経済対策、こういうものを使ったかもしれないですが、そのほかのものもやらないと、もっと厳しくやらないとだめだ。

こういうものに関して、もう地方の時代だといえ、全国大会の何とかなんていうものはなくしちゃったっていいんですよ、行かなくたって。そういういろいろな負担金で結局本来ならば教育なら教育に金をかけられる。それがそういう大会だとか何だとかいろいろなところに行って、本当の学校の教育に関するお金じゃないんですよ。そういうのがいっぱいあるんです。どの課もそうなんです。

私はPTA会長で全国大会に出なかった。自分のPTAの会費の全国大会に行くための費用なんだ、あとは事業やっていないんだから。こんなもの行く必要ないです。断った。それでなければ、その金を本来なら学校教育の中につぎ込むことができるんですよ、それも大会も北海道だ九州だどこでも行きます。行ったからって、何があった。何もなし。それにここがあるのかというんだったら、そんなもの行くんだったら、ちゃんと本当の子供たちの教育のためにお金を使いなさいと言っているわけです。なかなかそれもおつき合いが何かだからやらなくちゃならない。だれかがその親方だからやらなくちゃならないとか。もうそろそろそういう意識を変えて、自分の独自の施策ができなければ、情報が入ってこないからだめだとか何とか言っただけで、そんな大会に行っただけで意味がない。研究発表なんてやったって、このまちにどういうふうにするかという効果がなかったんだ。

だから、もう少しこの補助金の問題に関しては、これはすべての課でもう一段と絞って来年度予算に反映してもらわなければ困る。それから、合併特別債……。

○議長（水上正治君） 樋山議員、答弁は特別あれですか。簡潔明瞭にお願いしたいんですが。

市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず、地域主権の地方分権のほうから再質問にお答えしたいと思

ます。

この地域主権、今、権限移譲を初め着実に今、地方分権が進みつつあるというところで、地域主権は鳩山政権は1丁目1番地だとこのように位置づけているのはご承知だと思います。やはり今、日本は地域主権という、主権という言葉は国家主権だけなんです。連邦制ではありませんので、法律的には地域主権というのは難しいところもございます。しかし、いわゆる党の政治的なスローガンとしては大変ふさわしいのではないかなという理解はしております。したがって、そういったところで1丁目1番地、これは何が何でも最優先でやるんだというような意味合いだろうと理解をいたしております。

そのようなところから、いろいろと新聞等を読みますと、この1丁目1番地と位置づけているだけの地域主権という民主党の考え方でございますから、それに託しているものはどういうものがあるかという、やはり市町村重視なんですね。市町村を重視していこう。地方重視をするんだということでございます。

先ほど交付税の話とか、お話がありました。平成22年度に限っては、1.1兆円ふやしたわけですね。私はこれは地方の重視のあらわれだと思っておりますし、あと、暫定税率の問題もございました。マニフェストでは廃止だとうたっておりましたけれども、当分の間、これは維持だというような党の裁定があったわけでございます。これも地方にとっては大変ありがたいことであります。そのようなところから、まずは市町村重視をしようじゃないかということでございます。

ちなみに、前自民党政権は道州制でしたね。ですから、それを市町村重視に変えたというのも大きな政権交代になったというふうに思っています。また、この国の出先機関につながるような自治体、基礎自治体、この那須烏山市も基礎自治体でございますけれども、その補完性といえますか、いわゆる那須烏山市だけでやれないのは広域でやったらいいだろうとか、あるいは合併をしないまでも隣の町でやったらいいんじゃないかとか、そういったところを柔軟に考えております。

ですから、そのようなことも先ほど財政の点でお話がありましたけれども、今後はそういったところも考えていくことがあるわけですね、地域主権と言いましてもね。そういった基礎自治体優先の補完性の確立もあるということですね。また、先ほど申し上げました権限、財源、こういったところが責任の所在がはっきりとしてきたというところですよ。

また、自治体のことは原口プランというのが出ているんですが、それを見ると自治体のことは自治体で決めるんだと。したがって、地方自治法を抜本的に改正するんだ。それが先ほど申し上げました地方政府基本法、仮称ですけども、そのようにするんだということでございますので、本当に基礎自治体を重視した地域主権ということでございますので、大いに首長とい

たしましては歓迎すべきことであります。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、自律するためにはこれは義務責任というものがあっても、この義務も当然果たさなければならないわけですね。ですから、これは首長は当然でございますけれども、議会、そしてそれを支える市の職員、そういった役割というのは極めてこれからは重要になります。その中で、この行政改革の観点から、職員の頭数はふやすことはできません。したがって、少数精鋭主義をとりますので、ますます自己研さんなり、自分で研さんをしていかなければならない。そして、自律の礎をつくる源は市の職員全員一丸となってやはり取り組んでいく。そういった責任があります。

そのようになってくるわけでございますので、権限は与えられるけれども、当然自律をするために責任もあるということでございます。そのようなことでございますので、これからの議会、そして執行部、これは大変大きな責任があるということでございます。ひとつそういうことを改めて申し上げながら、自律のできるまちづくりに邁進をするということでございます。

合併特例債等については、議員ご指摘のとおり、おおむね100億円の財源が実はあります。ご指摘のように13億数千万円は基金として積んでおります。今、国債運用ですべて団体補助等に充てております。あと84億円が投資的な事業に使える合併特例債の総額であります。おおむね平成22年度を入れますと49億円ぐらいですから、残りが三十何億円ということになりましょかね。合併をした最大のメリットはこの合併特例債しか実はないのでありまして、これも応分にやはり活用していく必要があります。

そういうところで新市の財政計画で合併前に立てた計画は、大体70億円ぐらいがいいのかなということで考えておりました。しかし、この10年間ではこの大不況と同じように何が起るかわからないというところでございます。大雪も降る、大きな地震も来ると同じように、やはりこの不況も来た。そしてこういった耐震化の問題も浮上してきた。そういったところがやはり今増幅をしているとご理解をいただきたいと思います。もちろん学校耐震化等につきましては、そのようなことで子供たちのこれからの教育環境は第一優先だと思います。

また、通学路もそのとおり重要な1つのインフラ整備でございます。そのようなところに、今お金を充当しているということでございますので、これからまた消防再編といったことについても、あるいはごみの延命化も、これも実は新市の建設計画では予想していなかったお金でございますので、こういったところも出てきたというところでございます。やはり大雪も降るものだというところだと思います。

しかし、財政の健全なことがあって自律の道が開かれるというものでございますから、議員ご指摘のように財政計画は慎重の上にも慎重に、口では自主財源確保と言いますがなかなか困難だろうと私は思います。そのようなところから、やはり出るを制する、大胆な行政改革を進

めていかなければならない。あわせて補助金等も同じだと思います。先ほどふえているということですが、これはトンネル事業の補助金も当然でございます。実態の団体運営補助金は先ほど申し上げましたとおり、昨年度2,300万円のところ、570万円を削減しております。各課大変な努力をいたしております。

そのようなところから、ぜひこれは昨年よりも570万円、したがって22～23%は削減をしております。団体運営補助金から事業費補助に切りかえた実績がございますので、当初予算の中でぜひご理解をいただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、市長がいろいろ答弁をしてくれました。しかし、きょう、あしたどうなるものではありません。しかし、そういうことを絶えず忘れずにこれからの行政運営にあたってほしい。それがこれからの新しいまち、今、「坂の上の雲」というものをやっておりますが、明治維新から続いた、これは本来ならば私は幕藩体制に戻れ、自分の自治体は自分の自治体で運営をしろ。そういうふうにしてやるのが本当の意味での自治であります。

ですから、殿様を置けというのではないんです。選挙で選ばれた市長、そして職員、昔の武士階級であります。この人たちが藩の運営をしたわけでありまして。ですから、高級官僚である今、このひな段にいる人たちは本気になって自分の藩をよくしよう。烏山藩をどうするか。あがりには幾らなんだ。そして、それをどういうふうに使うんだ。こういうものをみんな背負っているわけでありまして。

ですから、これからのまちづくりに関してはそういう気持ちを持って、そしてこれからの行政運営にあたってほしい。こういうことを述べまして、答弁は結構でありますから、私の質問を終わりにいたします。

○議長（水上正治君） 以上で、18番樋山隆四郎君の質問は終了いたしました。

---

○議長（水上正治君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。次の本会議はあした午前10時から開きます。本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

[午後 2時30分散会]